

平成29年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

1. 招集年月日 平成29年3月6日(平成29年2月21日告示)

2. 招集の場所 邑南町役場 議場

3. 開 会 平成29年3月6日(月) 午前 9時40分
散会 午後 4時34分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大和 磨美	2 番	瀧田 均	3 番	平野 一成	5 番	和田 文雄
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫	8 番	大屋 光宏	9 番	中村 昌史
10 番	日野原 利郎	11 番	清水 優文	12 番	亀山 和巳	13 番	石橋 純二
14 番	山中 康樹	15 番	三上 徹	16 番	辰田 直久		

7. 欠席議員 0名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石橋 良治	副 町 長	日高 輝和	総務課長	服部 導士
危機管理課長	朝田 誠司	定住促進課長	原 修	企画財政課長	藤間 修
町民課長	種 由美	税務課長	上田 洋文	福祉課長	沖 幹雄
農林振興課長	植田 弘和	商工観光課長	種 文昭	建設課長	土崎 由文
水道課長	林田 知樹	保健課長	日高 誠	会計課長	飛弾 智徳
羽須美支所長	服部 勲	瑞穂支所長	川信 学		
教 育 長	土居 達也	学校教育課長	日高 始	生涯学習課長	能美 恭志
監査委員	森脇 義博	農業委員会長	田中 正規		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 三上 直樹 事務局調整監 日高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
6 番	宮田 博	7 番	漆谷 光夫

12. 本日の会議の概要は別紙のとおりである。

平成29年第2回邑南町議会定例会議事日程(第1号)

平成29年3月6日(月) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針

日程第4 教育方針

日程第5 行政報告

日程第6 報告事項

報告第1号 例月現金出納検査結果報告について

報告第2号 平成28年度定期監査報告について

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第2号 邑南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

日程第8 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第9 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第4号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第5号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第6号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第7号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第8号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第9号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 1 0 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 1 1 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 1 2 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 1 3 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 1 4 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 1 5 号 農業委員会委員の任命の同意について

議案第 1 6 号 農業委員会委員の任命の同意について

日程第 1 0 議案の上程、説明

議案第 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて

議案第 1 8 号 指定管理期間の変更について

議案第 1 9 号 指定管理者の指定について（茅場処理場）

議案第 2 0 号 指定管理者の指定について（宇都井飲料水供給施設）

議案第 2 1 号 指定管理者の指定について（長田飲料水供給施設）

議案第 2 2 号 指定管理者の指定について（上田飲料水供給施設）

議案第 2 3 号 邑南町課設置条例の一部改正について

議案第 2 4 号 邑南町情報公開条例の一部改正について

議案第 2 5 号 邑南町個人情報保護条例の一部改正について

議案第 2 6 号 邑南町監査委員条例の一部改正について

議案第 2 7 号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第 2 8 号 邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第 2 9 号 邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 3 0 号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 議案第 3 1 号 邑南町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 2 号 邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 3 号 邑南町税条例等の一部改正について
- 議案第 3 4 号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 3 5 号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第 3 6 号 邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 7 号 邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 8 号 邑南町町営住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 3 9 号 邑南町特定地域整備事業負担金等徴収条例の一部改正について
- 議案第 4 0 号 邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 議案第 4 1 号 邑南町教職員住宅管理条例の一部改正について
- 議案第 4 2 号 邑南町奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 4 3 号 邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 4 4 号 邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について
- 議案第 4 5 号 邑南町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第 4 6 号 邑南町中小企業・小規模企業振興条例の制定について
- 議案第 4 7 号 邑智郡総合事務組合理約の変更について
- 議案第 4 8 号 邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 議案第 4 9 号 権利の放棄について（貸地料にかかる不納欠損処分）
- 議案第 5 0 号 権利の放棄について（ケーブルテレビ利用料にかかる不納欠損処分）
- 議案第 5 1 号 権利の放棄について（ケーブルテレビ利用料にかかる不納欠損処分）
- 議案第 5 2 号 権利の放棄について（水道使用料にかかる不納欠損処分）

- 議案第 5 3 号 権利の放棄について（下水道使用料にかかる不納欠損処分）
- 議案第 5 4 号 町道路線の廃止について
- 議案第 5 5 号 町道路線の認定について
- 議案第 5 6 号 平成 2 8 年度 邑南町一般会計補正予算第 6 号について
- 議案第 5 7 号 平成 2 8 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 5 8 号 平成 2 8 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 5 9 号 平成 2 8 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 3 号について
- 議案第 6 0 号 平成 2 8 年度 邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 6 1 号 平成 2 8 年度 邑南町下水道事業特別会計補正予算第 5 号について
- 議案第 6 2 号 平成 2 8 年度 邑南町電気通信事業特別会計補正予算第 4 号について
- 議案第 6 3 号 平成 2 9 年度 邑南町一般会計予算について
- 議案第 6 4 号 平成 2 9 年度 邑南町国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第 6 5 号 平成 2 9 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
- 議案第 6 6 号 平成 2 9 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について
- 議案第 6 7 号 平成 2 9 年度 邑南町下水道事業特別会計予算について
- 議案第 6 8 号 平成 2 9 年度 邑南町電気通信事業特別会計予算について
- 議案第 6 9 号 平成 2 9 年度 邑南町水道事業会計予算について

平成29年第2回邑南町議会定例会(第1日目)会議録

【平成29年3月6日(月)】

—— 午前 9 時 4 0 分 開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣告

- 議長(辰田直久) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から、平成29年、第2回邑南町議会、定例会を開きます。議長の諸般の報告につきましては、お手元に配布をしたとおりでございますので、これをご覧いただきたいと思います。これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(辰田直久) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。6番、宮田議員、7番、漆谷議員、お願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 会期の決定

- 議長(辰田直久) 日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日、3月6日から3月16日までの11日間といたしたいと思えます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月6日から3月16日までの11日間とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 町長施政方針

- 議長(辰田直久) 日程第3、町長施政方針。これより、町長の施政方針を行っていただきます。
- 石橋町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(辰田直久) 石橋町長。
- 石橋町長(石橋良治) 平成29年第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、提案いたします平成28年度補正予算案及び平成29年度予算案、条例案、その他の諸議案の説明に先立ちまして、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と主要な施策について申し上げ、町民の皆様をはじめ議会の皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げたいと存じます。政府の閣議決定による経済財政運営と改革の基本方針2016によれば、アベノミクスの取り組みの下、企業収益は過去最高水準となり、就業者数は増加、実質賃金が上昇するなど雇用・所得環境は大きく改善しており、加えて、経済再生なくして財政健

全化なしを基本とし、経済再生と財政健全化の双方を一体として実現することが重要であり、対策として新・三本の矢、第一の矢の600兆円経済の実現、第二の矢の希望出生率1.8、第三の矢の介護離職ゼロの実現は、それぞれ相互に密接に関連しており、それらを一体的に推進することで、成長と分配の好循環を実現する。新・三本の矢は、一億総活躍の考え方の下、国民の希望の実現を支えることを中核として、新たな需要と供給を生み出す、とともにその成果を国民一人ひとりに分配することにより好循環を強化するものとしています。地方創生としては成長と分配の好循環を全国津々浦々まで波及させ、人口減少と地域経済の縮小の悪循環の連鎖に歯止めをかけ、将来にわたって成長力を確保する。このため、東京一極集中の是正、若い世代の就労、結婚、子育ての希望実現、地域の特性に即した課題解決、を基本的視点として、地域が持つ魅力、知恵、人材、資源、を最大限引出し、国及び地方において、官民の総力を挙げて地方創生を本格展開するなどとされています。平成29年度の国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は、社会保障の充実分の確保も含め、平成28年度を上回るとされていますが、地方交付税は微減となっております。本町では、大幅な税収の増額が期待できない上に、合併算定替えに伴う、交付税の縮減措置や人口減少などもあり、一般財源の確保が大変厳しい状況となっております。このような状況を踏まえ、本町の平成29年度の予算編成にあたりましては、目指せ、町民が主役の地方創生、を予算編成のテーマといたしました。選択と集中による重点施策の財源確保と着実な執行、また、行財政改善の推進を重点項目の基本に掲げ、J R 三江線廃止後の生活交通確保と地域の活性化、邑南町総合戦略の実現、日本一の子育て村構想の更なる推進、健康づくり、地域包括ケアの推進、共生社会の実現、文化財の保全と活用促進、安心・安全のまちづくり、を掲げました。大変厳しい財政状況ではありますが、来年度当初予算では財政調整基金の取り崩しを行わずに何とか編成出来ております。町民の皆さま方のご要望にできる限りお答えできるよう配慮するとともに、昨年度策定した邑南町第2次総合振興計画に掲げたまちづくりのテーマである、心かよわせとともに創る邑南の郷、に向かい、総合戦略の3つの基本目標と5つの具体的施策分野に重点化を図り、あわせて町民の皆さまのご協力をいただきながらまちづくりを進めてまいります。

ええ具体的な内容でございますが、はじめに、邑南町顧問の設置について申し上げます。4月から非常勤特別職として邑南町顧問を設置したいと考えています。ええ目的は、これから予定しています学校などの建物の改築や、隅屋など文化財建造物の維持活用について検討していく上で、また木材の利活用等地域振興を図っていく上で、専門的かつ広い見識に基づく貴重な意見を伺うためでございます。報酬は島根県顧問を参考に月額5万円とし、報酬審議会からも適当の旨の答申をいただいております。期間につきましては特に定めておりませんが、必要とする間はお願いしようと思っております。お願

かねほりいちろう

いする方は、広島市在住の金堀一郎氏でございます。金堀氏は、昭和48年に一級建築士免許を取得、平成18年に広島大学大学院工学研究科で博士学位を取得され、その後、企業勤務を経て、昭和62年に株式会社住宅デザイン研究所を設立され、現在は所長をなさっておられます。その他、安田女子短期大学、広島工業大学、広島大学の非常勤講師を歴任され、平成29年度からは広島大学の客員教授となります。また、平成9年には旧石見町の南部開発委員会副会長を務めておられ、邑南町にも関わってきておられます。この邑南町顧問の設置に関し、条例改正案と予算案を提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。ええ次に、機構改革について申し上げます。この度、これから進めていきます行政施策に対応するため、行政機構の一部を見直すことといたしました。ええ内容は、まず、危機管理に対する体制や対策が安定してきましたので危機管理課を総務課の内室とし危機管理室とします。反対に庁内での行政需要が高まっています財産管理に関する部門、入札・契約に関する部門、債権管理部門、地籍調査部門を統合した管財課を新設します。その他、農林振興課には、農商工等の連携に関する部門、農の学校・食の学校に関する部門、6次産業化に関する部門、合わせて東京PRセンターを所管する、農林振興課の内室として食と農産業戦略室を新設し、商工観光課の事務には、しごとづくりセンターが加わります。また、定住促進課には、羽須美地域の振興を支援するための外室として羽須美振興推進室を羽須美支所に新設します。ええ以上の内容につきまして、条例改正案を提案しておりますので、よろしくお願いをいたします。ええ次に、危機管理関係について申し上げます。昨年、全国では4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震と大きな地震に見舞われ、また8月の台風10号による水害では東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ、岩手県岩泉町では高齢者施設で多数の犠牲者が出たところです。これを受け、国では避難勧告等の情報提供のあり方を見直し、12月には避難準備情報を、避難準備高齢者等避難開始に、また避難指示を、避難指示緊急に名称変更し、躊躇のない避難行動に結びつけることとしております。本町においては、平成25年の8.24豪雨災害を契機に新設した避難予報を活用し、さらに町民の命を守る行動につなげていきたいと考えています。ええ災害時の避難行動要支援者への対応については、自治会、自主防災組織等、地域の共助の力が重要であり、これを具体化するために、地域で独自の名簿づくりをして要支援者への支援を行っていただくよう、防災訓練や地域の会合等の場に職員が出向いて取組みを働きかけているところです。町内ではまだまだ防災意識の高揚が図れていない部分が見られます。新年度におきましても、引き続き、自主防災組織啓発事業や防災士養成事業など、地域への支援事業を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。次に消防団の活動についてですが、29年度は島根県消防大会、消防操法大会がそれぞれ7月29日、30日に大田市において開催されます。消防操法大会には、本町から第1阿須那分団がポンプ

車の部に出場予定です。昨年は松江市消防団玉湯方面団が全国大会において優勝したところであり、第1阿須那分団においても訓練に励み、力を発揮してもらえものと期待をします。次に、邑南町中小企業・小規模企業振興条例の制定について申し上げます。これまで邑南町の中小企業・小規模企業は、地域社会を支え雇用や賑わいを創出することで町民の暮らしの向上に大きく貢献をしまいましたが、現状では、その経営環境は厳しさをましております。そこで中小企業小規模企業の振興について基本理念を明らかにするとともに、町、町民、関係機関が、それぞれの役割分担を明確にすることで、町全体が一丸となって中小企業小規模企業を支え、更なる町の発展を目指していくため、条例を制定したいと考えております。本定例会に、条例案を提案しておりますのでご審議いただきますようお願いをいたします。次に、邑南町しごとづくりセンターの開設について申し上げます。邑南町では、邑南町起業創業支援ビジョンに基づき、町内事業者の経営発展、事業承継支援、起業創業支援を重点的に行うため、邑南町しごとづくりセンターを開設いたします。このセンターは、邑南町中小企業小規模企業振興条例の基本的施策の1つに掲げております、中小企業小規模企業支援の推進体制を構築するもので、本条例が理念条例でございますので、町の施策をより具現化することで、町全体の活性化を目指したいと考えております。センターの設置場所は、邑南町の中心で人が集まりやすく入りやすい、また連携していく関係機関が集中し賑わいのあるということで、田所公民館内の一角に設置したいと考えております。さらに、このセンターに事業推進の要となるセンター長を採用し、事業者の強みを活かした支援を行うことで、町内事業者を元気にしていきたいと考えております。本定例会に、関連する条例案及び予算案を提案しておりますのでご審議いただきますようお願いをいたします。ええ次に、日本一の子育て村推進について申し上げます。平成29年度より、ウッドスタート事業として、木のおもちゃを誕生祝い品としてプレゼントすることを始めますが、これは昨年の7月に行った、ウッドスタート宣言に基づくもので、邑南町の面積の86%を占める森林に重きを置き、これを子育て環境づくりに活かし、子どもをはじめ全ての人が、木のぬくもりを感じながら、楽しく豊かに暮らすことができるよう、木育として推進していこうというものです。プレゼントする木のおもちゃの中には、矢上高校の生徒がデザインした、オオナンショウをイメージしたものも入っており、邑南町の誕生祝い品として、こだわった造りとなっております。積み木への加工は石見養護学校の生徒さんに行ってもらい、材料は町産材を使用します。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。矢上高校は、平成24年度から島根県の、離島中山間地域の高校魅力化活性化事業に取り組んでおり、近年は志願者数も増加傾向にあり、少しずつですが着実に成果が出てきているといえます。平成29年度から島根県はこれまでの事業の成果を活用し、事業対象地域を県内全域へ広げ、これまでの高校のみの魅力化だけでなく、幼稚園・保育所、小中学校、特別支援学校も含めた教育の魅力化を推進しようとしております。

邑南町としましても、この動きを注視し、今後の矢上高校の魅力化を図るため、学校の情報発信をより強いものにするとともに、地域との連携を強化する取り組みとして、遠方から来ている生徒達に邑南町を第2の故郷と感じてもらえるように、地域住民との交流の他、邑南町の文化を学び、体験してもらえる機会を提供していきます。次に、母子健康包括支援センター・子ども子育て支援拠点の設置について申し上げます。児童福祉法等の改正によりまして、本年4月1日から、次の2つのものを設置することが市町村の努力義務とされました。一つ目は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置。二つ目は児童等に対する必要な支援を行うための拠点の設置でございます。邑南町としましては、邑南町版ネウボラとして切れ目のない支援の実践、総合的な子育て相談、虐待予防のための機能強化をはかるため、二つの機能を兼ね備えた母子健康包括支援センター・子ども子育て支援拠点を設置することといたしました。名称は、子どもまると相談室として福祉課内に設置し、保健課にサテライトセンターを置き、さらに羽須美支所窓口とも連絡体制を整えます。また、既存の子育て支援センターとも連携を図ってまいります。次に、保健事業について申し上げます。平成29年度も、健康づくり、体力づくりの推進のために、各種健康づくり教室や予防接種による病気の予防、特定健診やがん検診を継続実施して、病気を早期発見し、早期治療に結びつけること、糖尿病をはじめとした生活習慣病の重症化予防に努め、町民の皆さまの健康づくりを推進してまいります。次に、新可燃ごみ共同処理施設整備計画について申し上げます。平成29年度は、新可燃ごみ共同処理施設工事及び敷地造成工事の調査・設計等に着手するとともに、邑智クリーンセンター周辺の整備を行うこととなります。今までの経過を簡単にご説明申し上げますと、現在の一般廃棄物の可燃ごみは、邑智クリーンセンターに平成10年3月末に竣工した焼却処理施設で処理しております。ええ邑智郡総合事務組合において、現施設の延命化を図りながら、新たな可燃ごみ処理体制の検討を行うこととし、平成25年度より次期整備計画の調査が開始されました。平成26年度に、邑智郡総合事務組合と大田市で共同処理を行う方針の決定がなされ、平成27年度には、大田市と一般廃棄物の可燃ごみの処理に関する基本合意書が締結されました。平成28年度は、専門委員による、次期可燃ごみ処理施設整備検討委員会が設置され、施設整備工程、運営方法など、新可燃ごみ処理施設整備に関する基本方針の検討がなされました。新可燃ごみ共同処理施設は、平成29年度から着手し、平成33年度の完成をめざしております。この新可燃ごみ共同処理施設整備計画や最終処分場適正化計画による関係町の負担金につきまして、邑智郡総合事務組合規約の変更が必要となりますので、今定例会に事務組合規約の一部改正を議案として提出するとともに、平成29年度当初予算に計上しております。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。次に、農林業の振興について申し上げます。昨年は年明けにT P P協定への署名が行われ、その動向を見守っておりましたが、今年1月20日に就任したドナルド・ト

ランプ米国新大統領はT P Pからの離脱を表明したため、協定は発効しないことが確実視されることと成りました。しかしながら、トランプ氏はより米国に有利な貿易協定を結ぼうと、二国間交渉に意欲を示しているとも伝えられておりますので、動向には今後も注視していく必要を感じております。こういった時代であるからこそ、本町の農林業の特徴であったり強みをさらにのばすことによって、消費者としっかりと結びついた販売の形を作り上げ、生産農家への還元を少しでも増やしていきたいと考えております。その為の課内における人員の強化も致します。次に水稻の生産調整についてでございますが、今年は国から生産数量の配分が行われる最後の年となりました。来年産米からの生産数量目標を県の段階で策定するのか、市町の段階で策定するのかといった制度の検討が現在行われているところでございますが、どちらの方法による場合であっても、主食としての米の安定生産と安定供給、そして価格の安定を生産者任せにせず、行政が責任を持って行うべきという基本の考え方を邑南町は示していきたいと考えております。ええ次に、建設関係の事業について申し上げます。国県道整備事業ですが、浜田作木線の高見工区は今年度に引き続き、高原交差点付近の家屋移転が進められます。吉原工区は昨年、工事に着手しましたので、継続実施する予定です。また、仁摩邑南線荻原工区は用地買収に着手し、田所国府線の市木工区、甲田作木線の日南川工区については、工事を継続実施頂く予定でございます。町道の災害防除事業につきましては、今年度から新たに道路防災点検を実施し対策の必要性を判断するとともに、対策が必要な箇所と継続して監視していく箇所について、防災カルテを作成する予定です。また、昨年度に引き続き町道西之原山根線の災害防除事業を行う予定です。町道改良事業につきましては継続事業10路線について早期完了を目指します。また、国のインフラ長寿命化基本計画に基づく道路橋点検及び橋梁修繕工事を実施する予定でございます。河川砂防事業につきましては、出羽川の三日市工区は、引き続き護岸工事が実施される予定でございます。伏谷工区につきましては、順調に工事が進められ、5月頃には完了する予定と聞いております。また、吉時工区が新規に事業化され、用地調査に着手されます。農業農村整備事業につきましては、県営中山間地域総合整備事業により引き続き圃場整備等の農地農業用施設整備を実施して頂く予定です。また、農道整備につきましては邑南広域農道の修繕事業及び県営農道和田線改良事業を継続して行っていただく予定でございます。県営林道整備事業でございますが、県営林道開設事業の三坂小林線を継続して実施される予定となっております。公営住宅の整備でございますが、住宅の給湯設備整備などの環境改善を目的としたストック改善事業につきましては、口羽地区の坂谷団地2棟8戸、外壁改修事業につきましては出羽地区の三本松団地2号棟をそれぞれ実施する予定としております。住宅建築につきましては、田所地区の中組団地に新たに1棟2戸の整備を計画しております。住宅の耐震化促進につきましては、昨年度と同様に木造住宅について耐震に関する診断、補強計画、並びに改修に対して助成する予定でございます。

次に、水道事業について申し上げます。本年４月より町内９箇所の簡易水道事業を統合した、邑南町水道事業がスタートすると共に、新たな水道料金を適用した公営企業会計により、長期的に安定した事業経営を目指して参ります。なお、水道料金の改定に伴い、大口加入者の負担増に対する軽減措置につきましては、別途要項等により負担の軽減に努めて参りたいと考えております。また、事業内容といたしましては、町内水道施設の老朽化対策や、水道事業経営戦略に基づき、各水道施設機能の精査を実施し、計画的に施設の統廃合を実施して参ります。次に、下水道事業でございますが、特定環境保全公共下水道事業におきまして、香木の森周辺施設を処理区域に含める事業の拡張を計画しており、平成３１年度からの工事着工を目指し、新年度におきましては、事業計画変更申請を実施して参りたいと考えております。また、浄化槽市町村整備推進事業により、１１基の合併処理浄化槽設置工事を予定しております。なお、下水道事業につきましても、今後とも、施設の適切な維持管理と経営基盤の強化に努めて参ります。次に、国民健康保険事業について申し上げます。国民健康保険事業につきましては、依然として国保財政は大変厳しい状況であります。被保険者の方々のご負担を極力抑えるため、一般会計からの財政支援や基金の取り崩しを行い、平成２７年度・２８年度は同一の国保税率で運営してまいりました。平成２８年度の医療費動向を見ますと、一般被保険者につきましては、平成２７年度と比較しほとんどの月で医療費が増加しており、特に６月及び９月の診療分については大幅に増額しております。退職者被保険者につきましては、制度の廃止に伴う経過措置により徐々に被保険者数が減少になっているとはいえ、医療費の減少幅は平成２６年度から平成２７年度の減少幅より狭くなっております。このような現在の実績から考えますと、本町は、平成２７年度の一人当たりの医療費が県下で二番目に低い状況ではありますが、今後も引き続き医療費の増加傾向が見られると推察しております。このような状況を踏まえた平成２９年度の当初予算案でございますが、歳出では医療費等の推計を行い必要となる経費を算出したところで、歳入では、療養給付費負担金等につきまして所要額を見積もり、その収支不足を補います国保税を、現在の税率に当てはめ算出したところ、３，８９０万円の財源不足が見込まれました。この対応といたしまして、一般会計からの繰入金で１，６００万円、基金の取り崩しを６５０万円、国保税につきましては、税率改定による１，６４０万円の増額をお願いする方針で予算を計上いたしました。今回の税率改定の内容は、医療費分につきまして、所得割、均等割、平等割それぞれの税率を上げることとしておりますが、後期高齢者支援分及び介護分の税率につきましては、改定は行わないこととしております。このように、多くの一般会計繰入金と基金の取り崩しによる補てんを必要とする状況でございますので、引き続き運営には細心の注意を払ってまいりたいと考えております。今定例会には、申し上げます平成２９年度当初予算と、邑南町国民健康保険税条例の一部改正を提案しておりますので、何卒御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、邑南町国

民健康保険税条例の一部改正は国保税の税率改定を内容としておりますが、この保険税率の最終決定につきましては、7月の本算定での決定となりますので、今後の医療費の動向を注視し、適切な対応を行いたいと考えております。また、平成30年度からの国保都道府県化についてでございますが、平成29年度は現行システムの改修や機器の購入等がございます。この経費として約1,300万円計上し、一般会計から繰入れを行っております。ええ次に、後期高齢者保険料について申し上げます。後期高齢者保険料につきましては、平成29年度は改定されず、平成28年度と同じ保険料率でございます。なお、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正を受けまして、低所得者に対する軽減が見直され、5割と2割を軽減する基準の緩和により、軽減対象が拡大されました。その他、国の予算措置による特例的な軽減の見直しが行われております。

ええ、平成29年度当初予算案について申し上げます。平成29年度当初予算につきましては、予算編成のテーマを、目指せ町民が主役の地方創生とし、冒頭で申し上げました事務事業の選択と集中により重点施策の財源確保と行財政改善の推進と着実な執行を目指しての予算編成としております。まず、一般会計当初予算案は、合計110億4,300万円で、前年度当初予算と比較しますと3億9千万円の減額、率にして3.4%の減額となっております。減額の主な要因でございますが、総務費で携帯電話の鉄塔整備の減で7千482万円減額、福祉費で臨時福祉給付金事業が2,189万1千円、年金生活者等支援臨時給付金給付事業費が7,500万2千円減額、土木費で道路新設改良事業が1億5,077万2千円減額、橋りょう長寿命化事業が3,824万円減額、住宅ストック改善事業が3,627万円減額、元利償還金が6,898万3千円減額などがございます。一方、主な増額要因でございますが、企画費で地区別戦略実現事業で3,054万円増額、**民生費**衛生費で邑智クリーンセンター建設の負担金が3,649万円増額、福祉費でいわみ西保育所の空調設備改修で3千928万円増額、**観光費**商工費でしごとづくりセンターで2,284万6千円増額、土木費で賃貸住宅建設補助が2,399万円増額、教育費で出羽公民館エアコン改修が2,222万3千円増額、旧山崎邸住宅改修が2,096万1千円増額などがございます。続きまして、歳入の内容でございます。地方交付税関係でございますが、普通交付税は、前年度当初予算比で5,458万8千円の増額、率にして1.0%増の56億2,939万4千円としております。増減額の主な要因としましては、平成29年度より福祉事務所の算定が特別交付税から普通交付税に移ることが増額要因です。28年度の決定額との比較でございますが、合併算定替に伴う減額が約8,470万円、公債費に対する算定分が約2,760万円の減額と見込んでおります。普通交付税につきましては、国の地方財政計画及び県の資料により算定しております。特別交付税につきましては、前年度当初予算比12.5%減の6億3千万円を見込んでおります。また、臨時財政対策債は、前年度当初予算比0.6%減の3億112万4千円でございます。その他の歳入では、国及び県支出金が、年金生活

者等支援臨時福祉給付金給付事業及び社会資本整備総合交付金の減額などにより、前年度当初予算比9.8%減の16億899万1千円となっております。また、地方創生関係事業の財源として~~新設予定の~~、邑南町まち・ひと・しごと創生基金からの繰入れを2,587万円計上しております。町債につきましては、前年度当初予算比1.0%減の10億4,722万4千円となっております。この内、過疎ソフト事業債につきましては、地方創生関係事業等に充当するため、前年度当初予算とほぼ同額の2億9,920万円を計上しております。起債総額から、臨時財政対策債、過疎ソフト事業債を除きますと、4億4,690万円となり、起債発行の目安としております5億円を下回る予算編成となっております。また新年度は財源不足を調整するための財政調整基金からの繰入金を計上しておりません。次に、歳出でございますが、大変厳しい財政状況ではありますが、町民生活や町行政全般に配意したうえで、冒頭申し上げましたように選択と集中による重点施策の財源確保と着実な執行、また、行財政改善の推進を重点項目の基本に掲げ、J R 三江線廃止後の生活交通確保と地域の活性化、邑南町総合戦略の実現、日本一の子育て村構想の更なる推進、健康づくり地域包括ケアの推進、共生社会の実現、文化財の保全と活用促進、安心安全のまちづくり、に重点を置いて予算計上をしております。普通建設事業としましては、町道改良事業が1億6,842万6千円、既設公営住宅ストック改善事業が3,822万5千円、住宅建設費が6,124万4千円、石見東小学校校舎改修事業が7,830万円などとなっております。以下、特別会計は、国民健康保険事業特別会計が16億6,100万円で3.9%の増、国民健康保険直営診療所事業特別会計が5,900万円で3.5%の増、後期高齢者医療事業特別会計が3億7,400万円で1.4%の増、水道事業特別会計が5億7,800万円で本年度簡易水道事業特別会計と比較して10.9%の減、下水道事業特別会計が8億4,600万円で0.2%の増、電気通信事業特別会計が4億4,300万円で0.2%の減となっております。一般会計、特別会計を合わせた合計額は144億2,600万円で、対前年度比では6.3%の減となっております。国の地方財政計画によりますと、地方の一般財源総額は平成28年度比で4,011億円増額の62兆803億円となっております。しかし、これは地方税収の増額を見込んだ上での算定であり、地方交付税だけを見ますと、3,705億円減額の16兆3,298億円となっております。したがって、税収増があまり期待できない本町におきましては、一般財源の確保が厳しいだけでなく、交付税も合併算定替えや人口減少を反映して減額が続くものと見込まれます。行財政改善の取組につきましても、一層取り組みを加速化し、健全な行財政運営の体制を構築してまいります。以上、当面の町政運営に望む私の基本的な考え方と、主要な施策について申し上げましたが、今まで以上に町民との対話を大事にし、行政課題に的確に対処するべく、全精力を傾注してまいります所存でございます。何卒、議員各位と町民の皆様の、率直なご意見とご指導を賜りますようお願いを申し上げます。なお、本定例会に提案いたします議案は、

人事案 14 件、専決処分の承認 1 件、条例案 24 件、補正予算案 7 件、当初予算案 7 件、その他の案件 15 件、合わせて 68 件としております。諸議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させることといたしております。何卒、慎重にご審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

●議長(辰田直久) 以上で町長施政方針は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 教育方針

●議長(辰田直久) 日程第4、教育方針。これより、教育方針を行っていただきます。

●土居教育長(土居達也) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土居教育長

●土居教育長(土居達也) 平成29年3月定例議会にあたり、29年度邑南町教育行政の方針と主な施策について申し上げ、皆様方の御理解、御協力を賜りたいと思います。本定例議会に、邑南づくり教育計画を報告しました。これは平成18年に策定しました、邑南町生涯学習推進計画の実施期間満了を受け、この度策定したものです。平成24年に策定しました、これからの教育のあり方、平成28年3月に策定されました、邑南町第2次振興計画との整合性も図りつつ、次代の邑南町を担う人材育成を軸に、実施期間を5年と定め策定したものです。この計画を実効性あるものにしていくためには、育てたい人材像を多くの皆様方と共有するための一層の取り組みを進めること。そして、実施に当たっては、邑南町にある様々な教育資源の活用を図っていくこと。また、保小中高養護学校との連携を深め、系統的な取り組みや支援体制の強化を図っていくことが重要との認識に立ち施策に移していきます。また、島根県教育委員会29年度事業においては、高校魅力化活性化事業の拡大とともに、小中学校の、ふるさと教育やキャリア教育を、地域あげて取り組む市町村を支援する方針を固めていると説明されています。この度の計画においても、ふるさと教育キャリア教育を校種を超え、連携した取り組みを進めていくこととしていることから県の支援を導入し、より充実した取り組みになるよう努めていきます。昨年4月に、教育委員会に東京パラリンピック合宿招致推進室を設置し、実行委員会を開催しながらその取り組みを進めてきました。29年度においても町民の皆様方に理解を深めていただくための周知活動に力を入れるとともに、パラリンピックに関わる学習を学校教育や公民館活動に位置づけその推進を図っていきます。特に障がいのある方への理解を深める取り組みは、事前合宿を招致する大きな目的の一つです。そして、これからを担う子どもたちに育てたい心や態度です。町内の小中学校、石見養護学校、福祉施設等との連携により教育・学習プログラムの開発を進め、実践に移していきます。また、昨年町内の中学校、矢上高校、石見養護学校から合わせて8名をフィンランドに派遣し、交渉・交流活動に参加いただきました。異なる文化に触れることを通して、日本や邑南町の魅力を再発見するなど大きな成果がありました。今後も

継続的に多くの子どもたちを、フィンランドに派遣していきたいと考えます。そのため、貸与制度を整備した上で参加者から経費の一部負担をお願いしていきたくて考えていますので御理解をお願いいたします。次に学校教育行政について述べます。次代を担う人材育成の中核は、児童生徒の育成にあります。家庭や地域との連携を図りつつ学校教育の充実がますます求められます。すべての子どもたちがこれからの社会を生きていく力を身につけていくためには、まず、学校や学級が誰にとっても安心して暮らせ、学ぶことのできる場でなければなりません。いじめをはじめ子どもたちの困り感に気づき、対応できる教職員の人権感覚や組織体制での取り組みの確立、また、子どもたち自身が学級で起こる様々な問題に、主体的に取り組む力の育成が欠かせません。そのための職員研修会や子どもたち自身の力を育てる、なくそういじめ、つながろう仲間、の集いを継続して開催していきます。また、障がいなど様々な支援が必要な子どもたちが、安心して学べるよう、学習や生活支援員の配置とともに、通級指導教室や教育支援センター、石見養護学校との連携を強化して取り組みます。特に通級教室の教員の専門性を高めるために県の支援も受け、取り組みが進められるよう努めていきます。子どもたちが学校で過ごす時間の大部分は、学習時間です。安心して不明な部分を問い返したり、間違いを恐れず、自分の考えを述べたりすることができる学級づくりが必要です。学び合い学習専任講師制度を継続し、学び合い学習の一層の充実を図り、子ども同士のつながりをつくり出しながら質の高い学びの力の育成に努めていきます。特に国語科、算数数学科の学習を中心に、すべての学びの基盤となる読解力や論理的思考力の育成を図ります。その基礎となる語彙力の向上を図るために、小学校1年生からの辞書引き学習を、こどもことば研究所の支援を受け継続実施していきます。また、課題解決のために自分で調べたことを、分かりやすく伝えるなどの情報活用能力は、情報社会を生きていくこれからの子どもたちに、とても大切な能力の一つです。町で配置しています学校図書司書との連携や機器の活用を図りながら、図書館活用教育の一層の推進を図ります。その成果発表の場の一つであります、おおなんドリーム学びの集いや調べる学習作品展を継続実施していきます。さらに、子どもたちの地域での学びの場であります、花まる算数教室、調べる学習相談をはじめ、様々な活動を地域の皆さんの協力を得ながら進めていきます。昨年春から、小規模校のメリットを最大限にデメリットを最小限に、を掲げた国のモデル事業に日貫小学校が取り組みを進めています。その取り組みを町内の学校に周知し小規模校での取り組みに活かせるよう支援していきます。また、島根県の委託を受けて進めています、みんなの町づくりプロジェクト事業は、その成果を町内に広げるために、29年度は瑞穂中校区を指定して取り組みます。最後に学校の施設整備について述べます。老朽が進み大規模改修が必要な石見東小学校改修については、国の補助事業に決定され次第、早急に取り組んでいきます。また、築50年を経過し全面建て替えが必要な石見中学校については、検討委員会を設置し、必要な事項について協議を始めて行きます。

す。

続いて、社会教育行政について述べます。この度報告しています、邑南づくり教育計画において、公民館活動など社会教育はその様々な取り組みをとおり、地域づくりを担う人を育てる場との位置づけをしています。また、同時に地域の大人がよりよい地域づくりに取り組む姿が、子どもたちの、やがてふるさとへの志につながっていくとの考えを示しました。こうしたことから今公民館エリアでとりくみが進められています、地区別戦略における、地域課題への取り組みについては、学びと交流という公民館の役割を果たすなかで、その活動を支援していきます。この計画の中軸に、これからの邑南町を担ってくれる人材育成を据え、学校、家庭だけではなく、地域総がかりの取り組みにしていくものとしています。これまでの取り組みを進めてきました地域学校、地域課題解決への提案活動としてのふるさと学習、そしてこれから進めていく中・高合同のキャリア学習等を一貫的に進めていくよう県の支援も視野に入れ取り組んでいきます。また中・高生や若者の公民館活動への参加・参画が課題の一つになっていますが、人材育成に関わったなかで、地域課題についての学習を公民館と共同で取り組むなどにより、公民館とつながるきっかけづくりを進めていきます。次に食育の推進について述べます。この度、国の第3次食育推進計画の見直しに伴い、これまでの計画に食品ロスへの取り組みと、食育ボランティア人材育成の2点などを加えた改定を行いました。邑南町は、A級グルメ立町を掲げ、その取り組みを進めています。生産者と消費者が互いに顔が見える環境にある邑南町であるからこそ、大切に育てられた野菜などの食材や調理品を使い切ったり、食べ残さないなど、いわゆる食品ロスの削減に取り組むことが求められます。また、地域の食材を活かした食文化を伝えていくボランティアの育成も急務です。これらの2点を加え、食育の一層の推進を図っていきます。次に、読書活動の推進について述べます。子どもたちの読書活動は、町内百数十名の読書ボランティアの皆様方の活動により、幼い頃から本に親しむ習慣が身につく、学校での取り組みともつながり図書貸し出し数が伸びてきています。図書館は、読書ボランティアが子ども読書への取り組みが継続できるよう支援するとともに、町民への読書支援を担う組織づくりに向けた研修会や交流会を開催していきます。また、大人の読書への関心を高めるために、公民館での講演内容に合わせた本の展示、あるいは、季節や国内外の動きに合わせた本の展示に努めてきました。次年度についても、公民館と一層の連携を進め、大人の読書への関心を高めるための取り組みを進めていきます。次に、人権・同和教育の推進について述べます。人権の尊重は、町づくり、学校づくりの基本です。人権尊重の町宣言、非核平和の町宣言、男女共同参画推進の町宣言そして、平成27年に策定されました邑南町人権施策推進基本方針、邑南町同和问题啓発教育基本構想に基づき、すべての人の人権が守られるよう学校や地域が連携しながら取り組みを進めます。平成28年12月に部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とした、部落

差別の解消の推進に関する法律が施行されました。邑南町も町民一人一人の理解を深めるよう、公民館等での研修を重ねていきます。また、平成28年に施行されました、障害者差別解消法の啓発とともに東京パラリンピック合宿招致に向け、スポーツをとおしながら障がいのある人への理解を深める学習を進めます。また、文科省より配慮が求められています、性的少数者の人権について教職員研修を支援していきます。次にスポーツ振興について述べます。地域の皆様方の健康志向が高まるとともに、ノルディックウォーククラブの取り組みもあり、ノルディックウォークへの関心が高まっています。また、高齢者や障がいのある方への健康づくりの場として、軽スポーツレクリエーション、ゴルフボールなどに関する出前講座も増えてきています。こうしたニーズに対応し、だれもがスポーツに参加できる場づくりに一層努めます。また、オリンピックやパラリンピックの選手を招いての講習会や交流会、ゴルフボールの普及をスポーツ推進委員の協力を得ながら積極的に進めていきます。また恒例となっていますNECレッドロケッツの合宿や、2年ぶりに開催するウェスタンリーグなど、チームの皆さんとの交流やスポーツ教室を体育協会やスポーツ団体と連携して開催していきます。次に、文化財行政の推進について述べます。久喜・大林銀山遺跡の調査事業については、県内外の専門家による調査指導委員会の指導・助言に基づき進めており、久喜製錬所跡の国史跡指定をめざし、引き続き調査報告書の作成に取り組んでいます。また、町指定有形文化財建造物、旧山崎家住宅の茅葺き屋根葺き替え改修については、建物の構造補強から実施し、平成30年度の完成をめざします。次にオオサンショウウオの保護、調査活動について、昨年は本町において全国大会を開催したところです。引き続きハンザケ自然館を拠点に地域学校などの子どもたちの活動を支援し、オオサンショウウオを含め自然への認識が深められるよう努めていきます。最後に施設の改修について述べます。図書館本館と出羽公民館のエアコンの改修、そして高原公民館受電設備の改修、石見スタジアムグラウンドの改修事業を主なものとして計画しています。以上平成29年度の教育行政について、その取り組みの概要を述べました。新たな教育委員会制度の趣旨を踏まえ、教育委員会の活性化を図りつつ、よりよい教育行政の推進に努めていきます。今後とも議員の皆様方をはじめ町民の皆様方の御理解・御支援をいただきますようお願いいたします。

●議長(辰田直久) 以上で教育方針は終了致しました。議事の途中ではございますが、ここで休憩に入らせて頂きます。再会は午前10時50分とさせていただきます。

—— 午前10時40分 休憩 ——

—— 午前10時50分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第5 行政報告

●議長(辰田直久) 再会をいたします。日程第5、行政報告。これより町長に、行政報告を行っていただきます。

●町長(石橋良治) はい、議長番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●町長(石橋良治) ええあの、行政報告をさせて頂く前に、私の施政方針で3点ほど修正をさせて頂きたいと思います。申し訳ございません。皆さん方のお手元のページ数で10ページでございます。下から6行目のところがございますが、民生費というのが有りますが、これを衛生費ということでお願いしたいと思います。それから同じページで、しごとづくりセンターのところでございますけれども、観光費となっておりますがこれは商工費の誤りです。それから3点目でございますけど、11ページでございます。中頃に地方創生関係事業の財源という所がございます、新設予定のという言葉がございますが、これは既にあるということでございますので、これを削除して頂きたいと思います。大変申し訳ございませんでした。宜しくお願いします。

それでは行政報告をさせて頂きます。第2回邑南町議会定例会の開会にあたり、12月議会定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告いたします。ええ、はじめに、邑南町版まち・ひと・しごと創生総合戦略について申し上げます。地区別戦略については、12公民館全てから提出があり、それぞれの関係者と協議を進めているところでありますが、各地域の魅力を高め、地域内の都市交流活動を活性化し、継続的な地域経済循環を創出することを目的に、都市交流モデル事業を計画しました。これは、地区別戦略を策定し事業推進を行っている団体に対して事業提案いただき、事業の先駆性や実現可能性などを審査し、採択された団体に都市交流のモデル施設となるよう施設の改修費を補助するというものです。提案いただいた団体は、出羽、日貫、市木の3団体であり、書面及びプレゼンテーションの審査により選考されたのは、出羽、市木の2団体であります。出羽自治会は、遊休施設再利用プロジェクトと題して、定住サポートセンター貸

あゆみ

事務所や地域おこし店舗を整備するというもの。市木地区の合同会社安夢未は、蕎麦をテーマとした都市交流と題し、空き店舗を蕎麦工房・店舗に、空き倉庫を蕎麦製粉所に、空き家を体験交流施設や菊芋加工施設に整備するというもので、施設改修費に対し町から支援・補助を行いました。今後の活用展開が期待されます。次に、邑南町進出企業人材確保対策会議について申し上げます。この会議は、邑南町の進出企業各社が人材確保で苦勞している状況から、危機感の共有を目的に昨年11月発足し、現在までに3回の会議を開催しております。会議では、人材確保の重点目標を、魅力ある会社づくり、町内小中学校、矢上高校、石見養護学校との連携として、人材不足を解消するための今後の方向性について協議をしております。次に、公共施設総合管理計画について申し上げます。2月に公共施設等総合管理計画案ができあがり、その後、パブリックコメントを行い、今回議会には報告をさせていただいております。今後は、この計画に基づき行政改善や財政計画に反映させていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたし

ます。次に、防災行政無線電源設備の故障について申し上げます。2月10日午前0時2分の雷により、防災行政無線の原山中継局一体に停電が発生し中継局の電源はバッテリー電源に切り替わりました。この日、中国電力には復旧に努めていただきましたが、原山中継局については落雷によりメーターそのものが破損していたため、直接局舎に通電していただきましたが、復旧には至りませんでした。翌日、保守管理業者であるパナソニックと依頼を受けたタイヨウ通信が局舎内を確認したところ、落雷によりオートリセットブレーカーと耐雷トランスが破損していました。その後、早期に入手できる代替え品を用意し取り換えることとなり、14日には準備が整い、15日の12時55分交換が終了し、復旧をいたしました。使用しましたバッテリーについては約2日間稼働できるとはかかっていましたが、緊急放送以外の放送を行わなかったため、この5日半を経過した時点でも十分稼働できる状態にありました。この時期の山の状態は雪が深く、徒歩で片道2時間半以上を要する状態ですので、雪が溶けるのを待って新しい設備に交換することにしております。町民の皆さんには、不安な思いをされたかと思いますが、11日の火災放送以降は緊急放送を要する事案はなく、安心しております。今後もこのようなことは想定されますので、対応について今一度検討したいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。次に、矢上高校の教育振興について申し上げます。平成29年度の矢上高校入学志願者数は、推薦選抜を含めた定員90人に対し最終出願者94人となり、昨年に引き続き定員を上回る結果となりました。また今回は県内の離島、中山間地域の高校で、このように1倍を超えたのは、矢上高校、津和野高校のみであり関係者のご努力に感謝をいたします。理由としては浜田市金城方面の通学支援便や学校説明会、県外生確保のためのイベントPR、スポーツ振興への期待等が一定の成果をあげたものと思っております。しかし、地元邑南町の中学校からの志願者は残念ながら6割程度で推移し続けております。これを8割程度に上げるべく、現在の邑南町の中学生在が高校進学についてどのようなことを考えているのかを調査・分析し、対策を講じます。

具体的には、矢上高校部活動の交流や、矢上高校教員による中学校への出前講座等を行っておりますが、今後、教育委員会とも連携して地元小中学生との交流活動を活発に行うことで、更に矢上高校の魅力を知ってもらう機会を増やしていきます。ご存じのとおり矢上高校は邑南町で唯一の高校であり、地域に根差した学校です。小中学生との連携に加え、地域との連携も更に強化し、またスポーツもさらに強化し、矢上高校と行政や地域が強固に支えあう体制づくりを目指します。次に、第二次邑南町男女共同参画計画・邑南町DV対策基本計画について申し上げます。平成19年3月に策定しました、邑南町男女共同参画計画が平成28年度で計画期間が満了するため、新たな計画を策定することとし、本年度6月に男女共同参画に関する町民の意識調査を実施いたしました。

また、邑南町男女共同参画計画策定委員会において審議を重ねていただき、2月10日に計画案の答申を受け、先日、パブリックコメント、意見の募集を終えたところでご

ざいます。庁内の推進本部で計画の策定を行い、議会に報告したいと考えております。

この、第二次邑南町男女共同参画計画、邑南町DV対策基本計画は、男女共同参画社会基本法及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づいて策定された国や県の計画を踏まえ、本町における男女共同参画社会の実現をめざして、町民と行政とが一体となって取り組むための指針でございます。また女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく市町村計画として位置づけることとしております。計画期間は、平成29年度から平成38年度までの10年間としますが、毎年度、具体的な施策・取組みについて評価していくとともに、施策の内容については、平成29年度から平成33年度までの5年間とし、施策の進捗状況や社会情勢の変化などに応じて見直しを行ってまいります。次に、介護保険の介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の開始について申し上げます。邑智郡3町では、介護保険法の改正に伴う総合事業を本年4月1日から実施いたします。これまでと大きく変わる点は、これまで要支援の認定を受けなければ使えなかった介護予防サービスの一部が、認定を受けずに利用できることとなる点です。町の地域包括支援センターにおいて、その方に適切なサービスが提供できるよう相談支援を行います。このたびの制度改正については、わかりづらいこともありますので、役場福祉課、各支所福祉係、または、担当のケアマネージャーにより相談対応してまいります。次に、福祉施設の譲渡協議について申し上げます。まず、石見地域の3つの保育所、東保育所、いわみ西保育所、日貫保育所についてでございますが、昨年4月から譲渡について社会福祉法人石見さくら会と協議をしております。譲渡の目標時期を平成30年4月1日として今後さらに協議を進めてまいります。次に、くるみ邑美園についてでございますが、昨年4月から譲渡について社会福祉法人邑智福祉振興会と協議をしております。譲渡の目標時期を平成30年4月1日として今後さらに協議を進めてまいります。なお、譲渡後に、児童部の環境改善をはかるため、児童部棟の建設が予定されており、町としても支援してまいります。次に、三江線代替交通確保の取り組みについて申し上げます。12月20日に中国運輸局長が座長の地元協議会である第1回三江線代替交通確保調整協議会が開催され、中国運輸局、島根広島両県、6市町、JR西日本により全会一致で三江線代替交通を確保することが確認されました。12月21日には、第2回三江線沿線地域公共交通活性化協議会が開催され、交通網形成計画策定支援業務委託業者の決定、アンケート・ヒアリング調査を実施することが確認されました。本町では、三江線沿線地域を対象とする住民アンケート調査票が、羽須美地域の全世帯に配布され、回収率は50%を超え、高い関心が伺えました。また12月から1月にかけて、宇都井駅周辺地域、口羽駅周辺地域、江平駅作木口駅周辺地域を対象に5回にわたって三江線代替交通確保に関する意見聴取会を開催し、住民のご意向を伺っています。2月22日に開催された第2回三江線沿線地域公共交通活性化協議会作業部会において、アンケート・ヒアリング調査や住民意見交換会の状況などが報告さ

れました。今後は、その結果に基づき、基本的な考え方を整理した上で、三江線代替交通のルートを3分割し、3つの分科会で具体的なルート、ダイヤ等について調整を行っていきます。次に、農林業の振興について申し上げます。今年が国による水稻生産数量配分を行う最後の年となることを、先ほどの施政方針の中で申し上げましたが、こういった先行きの見通しにくさや、不順な天候のことなど農家の皆さんにとっては不安材料がたくさんある状況の中で、平成29年産米の作付意向調査を実施いたしました。目標の配分面積に届かないのではないかと心配しておりましたが、1月末で集計いたしましたところ、配分面積の1,029.4haを14.2ha上回る1,043.6haの作付希望が集まりましたので、さっそく追加配分の要望を島根県農業再生協議会に提出いたしました。作付面積の掘り起こしにご尽力をいただきました生産調整推進委員のみなさんにお礼申し上げます。次に農業研修制度おーなんアグサポ隊の活動状況についてでございます。現在の研修制度は平成26年度にスタートしており、第1期生3名が3年の研修を終了いたします。うち1名は年齢の関係で研修期間を1月末で切り上げ、矢上地区で就農いたしました。他の2名もそれぞれ町内に就農地を決定しており、現在は春からの営農開始に向けて準備を行っております。次に町内で実施されたシカの生息状況調査についてでございます。この調査は国の補助を受けて大日本猟友会が行われたもので、生息範囲が拡大するシカの実態を調査するため本町を指定いただいたものでございます。調査は夜間に活動するシカを赤外線カメラを搭載したドローンを使って撮影するという方法でおこなわれ、1月24日から4日間実施していただきましたが、残念ながら調査日が降雪と重なったため、シカを発見することができなかったようでございます。雪解けを待って再調査される予定と伺っております。教育委員会関係ですが、まず学校教育課の関係について申し上げます。まず、教育功労による叙勲についてでありますが、

3月1日付で、石見地域中野地区の吉賀昭博よし か あきひろさんが瑞宝双光章ずいほうそうこうしょうを受章されました。これまでのご功績を讃えとともに、心からお慶び申し上げます。次に、教育功労による

死亡叙位叙勲しぼうじょいじょくんについてですが、瑞穂地域田所地区の故 佐々木力さ さ き つとむさんが、昨年11月3

0日付で正六位に叙され瑞宝双光章ずいほうそうこうしょうを受章されました。また、石見地域井原地区の故

日野山義晴ひ の や まよしはるさんが、昨年12月18日付で、正六位に叙されました。また、石見地域中

野地区の故 大隅温おおすみたずねさんが、1月8日付で、従六位に叙されました。ここにご報告申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表します。次に、高原小学校の5、6年生が日本郵便株式会社主催の、はがきでコミュニケーション全国発表大会でふれあい学校賞を受

賞し、2月2日に高原小学校で表彰式が行われました。この賞は、今までに面識のない方々と、やりとりを行う取り組みをした学校の中から選ばれるもので、全国で3つの学校が受賞しましたが、そのうちの1つに選ばれました。心からお祝いを申し上げますとともに、今後はさらにこの交流が広がっていくことを願っております。次に、1月29日に、邑南町の良さや課題について小中高生が町に提言をする、おおなんドリーム学びのつどいを開催しました。町内の小中学校と矢上高校、石見養護学校高等部の計11グループの発表者と、来場者500人が元気館に集い、地域資源を生かした取り組みなど、ふるさとの活性化につながるアイデアを発表しあいました。次に、今年度で5年目となる各小中学校で進めておられます、図書館を活用した調べ学習の一環としての調べる学習作品展につきましては、1回目の作品展を9月に開催し、2回目は、小中学生あわせて280点あまりの作品が応募され、1月29日から2月8日の間、健康センター元気館で展示しました。多くの町民の方にご覧いただいたようです。教育委員会では、これらを審査し解説を加えた認定書も送りました。町としましても今後の調べ学習の一層の充実と読書普及活動の推進を支援してまいりたいと考えているところです。次に、2月23日に、平成27年度、邑南町いじめ問題対策連絡協議会等条例の施行後、2回目の、いじめ問題対策連絡協議会が開催され、小中学校のいじめの現況報告やその解決の進捗状況など、関係機関での情報の共有化が図られました。会議後、浜田教育事務所の指導主事による、いじめの理解といじめに対する具体的な取り組みについて研修があり、多くの関係者がグループワークを通じて理解を深めました。次に児童、生徒による全国大会参加状況ですが、まず、1月に山形県で開催された第54回全国中学校スキー大会

の女子スラロームの部に、石見中学校1学年の山先^{やまさき}李^り那^なさんが出場されました。次に、3月27日から30日まで東京都で開催される、第39回全国JOCジュニアオリンピックカップ春季水泳競技大会の50メートルバタフライに、はすみスイミングスクール

の日高^{ひだかり}里彩^ささんが出場されます。また、3月29日から31日まで千葉県で開催される、

第16回全国小学生ソフトテニス大会に、はすみスポーツ少年団の中村^{なかむら} 陸^り門^とさん、岡崎^{おかざき}

嗣^し乃^のさん、三上^{みかみ} 陽^ひ芽^めさん、荒砂^{あらすな} 笙^{しょう}真^まさん、栗原^{くりはら} 颯^は斗^とさんが出場されます。また、

3月26日から28日まで三重県で開催される、第28回都道府県対抗全日本中学生ソフトテニス大会に、羽須美中学校2学年の杉本^{すぎもと} 啓^{けい}佑^{すけ}さんが出場されます。また、12

月10日に大田市で開催された、第39回島根県中学校選抜卓球大会の団体の部で、石見中学校の女子卓球部が、37年ぶりに2度目の優勝を成し遂げ、3月26、27日の

両日、山形県で開催される、第18回全国中学選抜卓球大会の女子団体戦に出場されます。それぞれ、入賞をめざして頑張ってきてほしいと期待しているところです。次に、生涯学習課関係について申し上げます。先ず、1月21日に矢上公民館で、第3回邑南町公民館研究交流集会を開催し、地域創生戦略プランと公民館の役割と価値づけをテーマに、本町と長野県飯田市の公民館の事例発表と講演会を行い、地域づくりにおいて公民館が果たす役割について115人が学びました。次に、1月29日に田所公民館で、魅力ある邑南教育づくりシンポジウムを開催しました。約100人の参加者があり、パブリックコメントを実施中であった、邑南づくり教育計画策定に伴い、町内外から4名のシンポジストを招き、次代を担う魅力ある邑南の人づくりのために、さまざまな立場からの提案をいただき、今後の教育の方向性について、参加者全員と確認しました。また2月4日、5日に、みんなで学ぶ人権講演会を口羽公民館で開催し、部落史を豊かに学びなおそうをテーマに、子どもたちが学校で学んでいる同和問題の歴史について、DVDを交えた講演により、2日間で160人が人権の尊さについて学び合いました。また、2月24日、25日に交流会を開催し、ゴールボール、車いすバスケット、陸上競技の6名のパラリンピック関係者を招き、町内の小中学校訪問と元気館での体験会を開催し、パラリンピックスポーツの素晴らしさを体感することができました。また、国の第3次食育推進計画の見直しに伴い、食育推進委員会を開催し、このたび邑南町食育推進計画の見直しを図りました。食のボランティアなど人材育成に一層力を入れて推進することを確認しあいました。次に、井原老人クラブ福寿会の交通安全国民運動中央大会優良団体表彰について申し上げます。井原老人クラブ福寿会が第57回交通安全国民運動中央大会において優良団体表彰を受けられました。これは福寿会が交通安全の啓発活動を長年行ってこられた功績が認められたものです。この受賞を心からお喜び申し上げます。次に、ふるさとづくり大賞優秀賞受賞について申し上げます。ふるさとづくり大賞とは、全国各地で、それぞれのところを寄せる地域、ふるさとを、より良くしようと頑張る団体、個人を表彰することにより、ふるさとづくりへの情熱や想いを高め、豊かで活力ある地域社会の構築を図ることを目的に、昭和58年度に創設され今年で34回目となる歴史ある賞です。このたび、邑南町は、日本一の子育て村構想のもと、幅広い分野で子育てを応援する施策や、A級グルメ立町などの取り組みにより定住促進がうながされ、社会動態が平成25年度以降3年連続で増加していること。人口減少の中で3年連続の社会増は素晴らしい実績であり、その取り組みは表彰に値する。とのことで、全国の自治体では唯一優秀賞として総務大臣より表彰を受けました。この受賞を励みとし、今後も子育て支援の町、定住促進の町として、さらにその精度を高めていきたいと心にきざんでまいります。次に、邑南町発注の公共事業についてでございますが、これは別紙一覧表で発注状況をご報告させていただきますのでそちらをご覧ください。以上、3月議会定例会にあたりましての行政報告とさせていただきます。

●議長(辰田直久) 以上で町長の行政報告は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第6 報告事項

●議長(辰田直久) 日程第6、報告事項。報告第1号、例月現金出納検査結果報告について。報告第2号、平成28年度定期監査報告について。以上、2件について、それぞれ報告がございました。その写しをお手元に配布しておりますので、ご了承頂きたいと思います。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(辰田直久) 日程第7、先議といたしまして、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第2号、邑南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを議題といたします。提出者からの、提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第2号の提案理由をご説明申し上げます。ええ、邑南町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを、要しない場合の同意についてでございますが、農業委員会委員の選出方法が任命制に変更となり、任命に当たっては、認定農業者等が委員の過半数を占めるよう規定されました。しかし困難な場合は議会の同意を得て、少なくとも4分の1以上とする旨の、農業委員会等に関する法律施行規則の適用について、同意を求めるものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明させますので、よろしくお願いします。

●植田農林振興課長(植田和弘) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長 議案第2号、邑南町農業委員会委員の任命につき、認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について説明させていただきます。農業委員会等に関する法律の改正に伴い、同法第8条第1項の規定により、農業委員会の委員を町長が任命するにあたっては、法第8条第5項の規定により、認定農業者が委員の過半数を占めるようにしなければなりません。しかしながら、例外措置として区域内の認定農業者の数が委員の定数の8倍を下回る場合は、施行規則第2条第2号の規定により、議会の同意を得て、委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とする事ができることとされております。邑南町の認定農業者は60名であり委員定数13名の8倍を下回っておりますので、邑南町は例外措置の対象に該当いたします。農業委員会の委員候補者13人のうち、認定農業者4名、準ずる者は2人で、委員の定数の過半数を満たしておらず、少なくとも4分の1を満たしていることから、農

業委員会等に関する法律、施行規則第2条第2号の規定により議会の同意を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長(辰田直久) 以上で、提出者の説明は終了いたしました。これより、議案第2号に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようでございますので、議案第2号に対する質疑を終わります。これより、討論、採決に入ります。議案第2号に対する討論。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第2号について、原案に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第2号、邑南町農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第8 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(辰田直久) 日程第8、続いて議案第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。はじめに提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長番外。

- 議長(辰田直久) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第3号の提案理由をご説明申し上げます。人権擁護委員の推薦につき、意見を求めることについてでございますが、最近の人権擁護行政をとりまく諸情勢は、幼児、児童に対する虐待や、いじめ体罰など子供に関する問題、高齢者や障がいのある人に関する問題、あるいは夫婦間、親子間の問題など、多岐にわたり複雑化しております。こうした地域社会の中であって、人権擁護委員は、これらの諸問題に理解をもって取り組み、気軽に相談に応じ、その解決に熱意を有する候補者を、議会の意見を聞いて、法務大臣に対し推薦するものでございます。議案第3号において推薦につ

き意見を求めようとする島田隆文氏<sup>しまだたかふみ</sup>につきましては、平成23年7月1日から、人権擁護委員としてご活躍いただいております。この度、平成29年6月30日に任期満了を迎えられるにあたり、引き続きその手腕を発揮していただきたいと思っておりますので諮問します。よろしくお願いいたします。

- 議長(辰田直久) 以上で、提出者からの説明は終了いたしました。これより、議案第3号に対する質疑に入ります。議案第3号に対する質疑には入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようでございますので、議案第3号に対する質疑を終わります。これより、議案の討論、採決に入ります。議案第3号に対する討論。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第3号の諮問にたいし、意見無し、として答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第3号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、意見無しとして答申することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(辰田直久) 日程第9、議案の上程、説明、質疑、討論、採決を行います。議案第4号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第5号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第6号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第7号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第8号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第9号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第10号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第11号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第12号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第13号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第14号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第15号、農業委員会委員の任命の同意について、議案第16号、農業委員会委員の任命の同意について、以上13議案を一括上程いたします。提出者からの提案理由の説明を求めます。

- 石橋町長(石橋良治) はい、議長番外。

- 議長(辰田直久) 石橋町長。

- 石橋町長(石橋良治) 議案第4号から議案第16号の提案理由をご説明申し上げます。邑南町農業委員会委員の任命の同意についてでございますが、農業委員会委員が任命制に変更されたことに伴い、任期満了に伴う次期邑南町農業委員会委員13名を任命させていただくため、議会の同意を求めるものでございます。詳細につきましては、農林振興課長から説明させますので、よろしくお願いします。

●植田農林振興課長(植田和弘) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 植田農林振興課長。

●植田農林振興課長 議案第4号から議案第16号の農業委員会委員の任命について同意を求めることについてご説明申し上げます。農業委員会法等の改正により、農業委員の選任方法が公選制から町長の任命制に改正されました。農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、任命の同意を求めるものでございます。議案第4号の三上

たかゆき孝行氏は、邑南町上田にお住まいの農業者でございます。議案第5号の細貝輝男氏は、

邑南町阿須那にお住まいの認定農業者でございます。議案第6号の末田麻里江氏は、邑南町阿須那にお住まいで、農業委員会等に関する法律第8条第6項に規定する、利害関

係を有しない者に該当する方でございます。議案第7号の高木敏彦氏は、邑南町市木に

お住まいで、農業と社会福祉法人にお勤めの兼業農家でございます。議案第8号の田中

まさき正規氏は、邑南町下亀谷にお住まいの元認定農業者でございます。議案第9号の沖田浩

氏は、邑南町岩屋にお住まいの認定農業者でございます。議案第10号の椿徹氏は、邑南町高見にお住まいで、認定農業者である農事組合法人の元役員でございます。議案第

11号の玄羽和幸氏は、邑南町八色石にお住まいの農業者でございます。議案第12号

の植田眞二氏は、邑南町矢上にお住まいで、認定農業者である農事組合法人の役員でご

ざいます。議案第13号の日野静則氏は、邑南町中野にお住まいの農業者でございます。

議案第14号の宮本武氏は、邑南町井原にお住まいの農業者でございます。議案第15

号の古川初登氏は、邑南町日貫にお住まいの農業者でございます。議案第16号の大石

みきお幹夫氏は、邑南町日和にお住まいで、認定農業者である農事組合法人の役員でございます。以上13名のうち、認定農業者等が4名、準ずる者が2名でございまして、先に議案第2号で議決をいただきました4分の1を満たしております。なお、任期につきまし

ては平成29年4月1日から3年間でございます。以上、よろしくお願いいたします。

●議長(辰田直久) 途中ではございますが、ここで暫時休憩をさせていただきます。

●議長(辰田直久) 再開を致します、ただいま提案した議案の中に除斥に該当されるかたがいらっしゃいました。議案第8号、農業委員会委員の任命の同意については、田中正規氏に直接利害関係のある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥したいと思います。田中正規氏の退場を求めます。

(除斥者退場)

●議長(辰田直久) これより、議案第4号から議案第16号に対する質疑に入ります。はじめに議案第4号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第4号に対する質疑を終わります。続きまして議案第5号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第5号の質疑を終わります。続きまして議案第6号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第6号の質疑を終わります。続きまして議案第7号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第7号の質疑を終わります。続きまして議案第8号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第8号の質疑を終わります。続きまして議案第9号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第9号の質疑を終わります。続きまして議案第10号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第10号の質疑を終わります。続きまして議案第11号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第11号の質疑を終わります。続きまして議案第12号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、議案第12号の質疑を終わります。続きまして議

案第13号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第13号の質疑を終わります。続きまして議案第14号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第14号の質疑を終わります。続きまして議案第15号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第15号の質疑を終わります。続きまして議案第16号に対する質疑にはいります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、議案第16号の質疑を終わります。これより、討論、採決に入ります。はじめに議案第4号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようでございますので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第4号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第4号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第5号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第5号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第6号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第6号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第7号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第7号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第7号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第8号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第8号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第8号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第9号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第9号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第9号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第10号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第10号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第11号に対する討論にはいります。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第11号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第12号に対する討論にはいります。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第12号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第13号に対する討論にはいります。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 賛成討論はありますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第13号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第14号に対する討論にはいります。反対討論はありますか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第14号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第15号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第15号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。続きまして議案第16号に対する討論にはいります。反対討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 賛成討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(辰田直久) 無いようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(辰田直久) 全員賛成。したがって議案第16号、農業委員会委員の任命の同意につきましては、原案に同意することに決定をいたしました。ここで、退場されております田中正規氏の入場を求めます。

~~~~~○~~~~~

## 日程第10 議案の上程、説明

●議長(辰田直久) 続きまして、日程第10、議案の上程、説明に入ります。議案第17号、専決処分の承認を求めることについて。議案第18号、指定管理期間の変更について。議案第19号、指定管理者の指定について。議案第20号、指定管理者の指定について。議案第21号、指定管理者の指定について。議案第22号、指定管理者の指定について。議案第23号、邑南町課設置条例の一部改正について。議案第24号、邑南町情報公開条例の一部改正について。議案第25号、邑南町個人情報保護条例の一部改正について。議案第26号、邑南町監査委員条例の一部改正について。議案第27号、邑南

町職員定数条例の一部改正について。議案第28号、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。議案第29号、邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。議案第30号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について。議案第31号、邑南町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について。議案第32号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。議案第33号、邑南町税条例等の一部改正について。議案第34号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について。議案第35号、邑南町国民健康保険条例の一部改正について。議案第36号、邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。議案第37号、邑南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について。議案第38号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正について。議案第39号、邑南町特定地域整備事業負担金等徴収条例の一部改正について。議案第40号、邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について。議案第41号、邑南町教職員住宅管理条例の一部改正について。議案第42号、邑南町奨学基金条例の一部改正について。議案第43号、邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正について。議案第44号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正について。議案第45号、邑南町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。議案第46号、邑南町中小企業・小規模企業振興条例の制定について。議案第47号、邑智郡総合事務組合規約の変更について。議案第48号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更について。議案第49号、権利の放棄について。議案第50号、権利の放棄について。議案第51号、権利の放棄について。議案第52号、権利の放棄について。議案第53号、権利の放棄について。議案第54号、町道路線の廃止について。議案第55号、町道路線の認定について。議案第56号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第6号について。議案第57号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号について。議案第58号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について。議案第59号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号について。議案第60号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号について。議案第61号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号について。議案第62号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について。議案第63号、平成29年度邑南町一般会計予算について。議案第64号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第65号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について。議案第66号、平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について。議案第67号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計予算について。議案第68号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計予算について。議案第69号、平成29年度邑南町水道事業会計予算について。

て。以上、５３議案を一括上程いたします。執行部の説明を求めます。

●町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●町長(石橋良治) 議案第１７号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、これは、平成２８年度邑南町一般会計補正予算第５号により、歳入歳出それぞれ６千９百６４万８千円を追加することについて、専決処分したものでございます。以上、詳細につきましては、企画財政課長から、説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

●藤間企画財政課長(藤間修) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長(藤間修) 議案第１７号、専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。平成２８年度邑南町一般会計補正予算第５号でございます。今回の専決処分は除雪経費が不足する事を予測しまして、２月１０日付で除雪費を増額したものでございます。予算書の１ページをお開きください。第１条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，９６４万８千円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を１２０億５，３７８万１千円とするものでございます。ええ事項別明細書の４ページをお開きください。歳入でございます。１８款の繰入金、２項基金繰入金、財政調整基金繰入金を６，９６４万８千円計上しております。続いて６ページをお開きください。歳出でございます。８款土木費、道路橋りょう費の道路維持費に歳入と同額の６，９６４万８千円を計上しております。除雪費として石見地域 瑞穂地域 羽須美地域それぞれ積算をして計上いたしております。以上、地方自治法第１７９条第１項の規定により専決処分しましたので同条第３項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●町長(石橋良治) 議案第１８号から議案第２２号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第１８号、堆肥化処理施設茅場処理場の指定管理期間の変更について議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第１９号から議案第２２号の指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。まず、議案第１９号、堆肥化処理施設茅場処理場の指定管理者を有限会社山本産業に指定しようとするものでございます。次に、議案第２０号、宇都井飲料水供給施設の指定管理者を宇都井水道組合に指定しようとするものでございます。次に、議案第２１号、長田飲料水供給施設の指定管理者を長田水道組合に指定しようとするものでございます。次に、議案第２２号、上田飲料水供給施設の指定管理者を上田飲料水供給組合に指定しようとするものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

ます。

●**植田農林振興課長(植田和弘)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長** 議案第18号、指定管理期間の変更について及び議案第19号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。堆肥化処理施設茅場処理場は、畜産糞尿の処理及び有機質堆肥の供給を行うことを目的として設置した施設でございます。建物は邑南町中野3586番地2他に位置しており、木造平屋建ての攪拌発酵棟の他、攪拌ふん乾装置、堆肥舎、原材料置き場などの建物がございます。この施設は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間、指定管理者に茅場堆肥処理組合を指定しているところですが、茅場堆肥処理組合の構成員であった農家が相次いで廃業され、

現在では実質的に組合長である山本廣達<sup>やまもとひろみち</sup>氏の山本産業が一社で運営している状態になっており、近く処理組合を解散したいとの申出がございました。邑南町としては指定管理者としての実態がなくなりますので、議案第18号において、現在の指定管理の期間の終期を今年3月31日までに変更し、議案第19号において、残りの期間の指定管理者を有限会社山本産業、代表取締役山本廣達氏としようとするものでございます。以上、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**林田水道課長(林田知樹)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 林田水道課長。

●**林田水道課長(林田知樹)** 議案第20号、指定管理者の指定につきましてご説明いたします。羽須美地域宇都井地区にございます、飲料水供給施設の指定管理者の指定をしようとするものでございます。施設の名称は、宇都井飲料水供給施設、指定管理者となる団体の名称は、宇都井水道組合、指定管理者となる団体の所在は、邑南町宇都井、指定の期間は、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間でございます。当該団体への指定の理由でございますが、宇都井飲料水供給施設は、当該給水区域の住民で構成される宇都井水道組合を指定管理者として指定し、管理運営を行っていますが、平成29年度からの水道事業への統合メリットが限定されており、今後も引き続き同組合が管理運営を行うことで、施設の効用を最大限発揮できるとともに、管理経費の縮減が図られるものでございます。続きまして、議案第21号、指定管理者の指定につきましてご説明いたします。羽須美地域上田地区にございます、飲料水供給施設の指定管理者の指定をしようとするものでございます。施設の名称は、長田飲料水供給施設、指定管理者となる団体の名称は、長田水道組合、指定管理者となる団体の所在は、邑南町上田、指定の期間は、平成29年4月1日から平成39年3月31日までの10年間でございます。当該団体への指定の理由でございますが、長田飲料水供給施設は当該給水区

域の住民で構成されております、長田水道組合を指定管理者として指定し、管理運営を行っていますが、平成２９年度からの水道事業への統合メリットが限定されており、今後も引き続き同組合が管理運営を行うことで、施設の効用を最大限発揮できるとともに、管理経費の縮減が図られるものでございます。続きまして、議案第２２号、指定管理者の指定につきましてご説明いたします。羽須美地域上田地区にございます飲料水供給施設の指定管理者の指定をしようとするものでございます。施設の名称は、上田飲料水供給施設、指定管理者となる団体の名称は、上田飲料水供給組合、指定管理者となる団体の所在は、邑南町上田、指定の期間は、平成２９年４月１日から平成３９年３月３１日までの１０年間でございます。当該団体への指定の理由でございますが、上田飲料水供給施設は当該給水区域の住民で構成される、上田飲料水供給組合を指定管理者として指定し、管理運営を行っていますが、平成２９年度からの水道事業への統合メリットが限定されており、今後も引き続き同組合が管理運営を行うことで、施設の効用を最大限発揮できるとともに、管理経費の縮減が図られるものでございます。以上、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

- 議長(辰田直久) 説明の途中ではございますがここで休憩に入らせていただきます。再開は午後１時１５分といたします。

—— 午後 ０時 ３分 休憩 ——

—— 午後 １時１５分 再開 ——

- 議長(辰田直久) 再会を致します。
- 町長(石橋良治) 議長、番外。
- 議長(辰田直久) 石橋町長。
- 町長(石橋良治) 議案第２３号から議案第４４号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第２３号、邑南町課設置条例の一部改正についてでございますが、これは、機構改革により課の廃止及び新設に伴う改正でございます。次に、議案第２４号、邑南町情報公開条例の一部改正についてでございますが、これは、公開請求できる公文書の規定の重複を変更するための改正でございます。次に、議案第２５号、邑南町個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、これは、個人情報保護に関する番号法の改正に伴う改正でございます。次に、議案第２６号、邑南町監査委員条例の一部改正についてでございますが、これは、邑南町簡易水道事業を廃止し、邑南町水道事業として統合することに伴うもの及び個別外部監査契約に基づく監査を行えるよう改正するものでございます。次に、議案第２７号、邑南町職員定数条例の一部改正についてでございますが、これは、新たに水道事業職員の定数及び職員の配置に合わせて条例の一部を改正しようとするものでございます。次に、議案第２８号、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、児童福祉法の改正に伴う改

正でございます。次に、議案第 29 号、邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、邑南町顧問及びしごとづくりセンター長を追加するための改正でございます。次に、議案第 30 号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、特別職の期末手当の支給率及び役職加算率の変更に伴う改正でございます。次に、議案第 31 号、邑南町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、地方自治法施行令の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第 32 号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、任期付職員に適用する給料表を追加することに伴う改正でございます。次に、議案第 33 号、邑南町税条例等の一部改正についてでございますが、これは、軽自動車税の課税体系の見直し及び消費税率の改正時期の変更に伴う改正でございます。次に、議案第 34 号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正についてでございますが、これは、医療費増加にともなう財源確保のための税率変更に伴う改正でございます。次に、議案第 35 号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、これは、国民健康保険法施行規則の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第 36 号、邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第 37 号、邑南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、子ども子育て支援法施行令の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第 38 号、邑南町町営住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、森実 3 号団地の解体及び森実団地の新設に伴う改正でございます。次に、議案第 39 号、邑南町特定地域整備事業負担金等徴収条例の一部改正についてでございますが、これは、森林法等の一部改正に伴う改正でございます。次に、議案第 40 号、邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてでございますが、これは、日貫簡易水道事業拡張工事により計画給水人口及び最大給水量の変更に伴う改正でございます。次に、議案第 41 号、邑南町教職員住宅管理条例の一部改正についてでございますが、これは、教職員住宅の新設に伴う改正でございます。次に、議案第 42 号、邑南町奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは、奨学金の交付や償還免除などについて規則から条例に移行するための改正でございます。次に、議案第 43 号、邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これも、奨学金の交付や償還免除などについて規則から条例に移行するための改正でございます。次に、議案第 44 号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてでございますが、これは、基金の積み増しや貸与条件の変更及び償還免除などについて規則から条例に移行するための改正でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろし

くお願いします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 私からは、議案第23号から議案第32号までの10議案についてご説明いたします。まず、議案第23号、邑南町課設置条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、機構改革及び水道事業の公営企業化により改正するものでございます。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成29年4月1日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。まず、1ページの第1条の設置につきましては、現行の危機管理課をなくし、新たに管財課を設けております。次に、第2条の事務分掌でございますが、まず総務課でございます。3ページ目の現行の第20号から第24号を削除します。この事務につきましてはこの後の管財課に移行させます。その下、改正後の第25号から次のページの第38号までは危機管理課の所管事務を総務課に設けます危機管理室に移行させるものでございます。4ページ目は現行の危機管理課を廃止し、改正後に管財課を新たに設けております。管財課の事務は、これまでの総務課での管財係と地籍係の事務に第6号債権管理に関することを加えております。次に、5ページの定住促進課には、第9号として羽須美地域の振興に関することを加えております。その下の農林振興課につきましては、6ページ目の改正後の第5号6次産業化に関することを加え、現行の商工観光課第7号の農林商工等連携サポートセンターに関することについて、農林振興課に移し第6号としています。また、商工観光課につきましては、改正後の第7号にしごとづくりセンターに関することを加えております。次に、7ページ目の水道課については、現行の第1号簡易水道に関するものを公営企業化により削除し、簡易水道に入っていた飲料水供給事業について改正後の第3号に加えております。次に、議案第24号、邑南町情報公開条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、他の法令により情報公開の手続きが規定されているもの、町立図書館などで特別に管理保存されています、歴史的、文化的な資料や学術研究用の資料について、手続きが重複するなど、対象から除くために改正するものでございます。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成29年4月1日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。第2条定義の第2項において、対象とする公文書について除外規定を設けておりますが、ここに第3号で他の法令によるもの、第4号で町立図書館などによるものを加え、除外することにしております。次に、議案第25号、邑南町個人情報保護条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、個人番号に関する法律となります番号法におきまして、特定個人情報の情報連携において、地方自治体が条例により、独自利用事務が行えるよう改正が行われましたので、今後の条例化等を考慮し改正するものでございます。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を番号法と

同じ平成29年5月30日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目の第2条、定義の第3号、情報提供等記録について、第2項の次に、条例による独自利用事務についてカッコを加え、2 ページ目の第28条の3、情報提供等記録の提供先等への通知について、条例事務関係情報照会者と提供者を、情報提供者の次に加え、第29条利用停止の請求については、3 ページ目の第2項第1号内の番号法第28条を条ずれで第29条に改正しております。次に、議案第26号、邑南町監査委員条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、簡易水道の公営企業化に伴い、これを監査対象に加えるほか、民間の公認会計士などによる個別外部監査を加えるために改正するものでございます。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成29年4月1日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。

1 ページ目の第5条臨時監査と第6条請求または要求に基づく監査については、地方公営企業に関するそれぞれの監査を加えおります。第6条の2は新たに個別外部監査契約に基づく監査を加えております。第1項では、法に基づき対象となる場合として、第1号は有権者の50分の1以上の署名による監査請求、第2号は議会による監査請求と監査結果報告請求、第3号は町長からの監査要求、第4号は監査委員が必要と認める時または町長からの要求により行う財政的援助、支援を受けているものへの監査要求、2 ページ目の第5号は住民監査請求で、住民が町長、委員会、委員、職員について違法若しくは不当性が認められるとき、事実を証する書面をつけて行う監査の請求と必要な措置の請求ですが、これらによって行われる請求について、監査委員の監査に加え個別外部監査を求めることができることを規定しております。第2項では、財政健全化法に基づき町長が事前に行う改善事項の監査要求を行う場合は、監査委員の監査に代えて個別外部監査によることについて、第3項は個別外部監査の場合、監査着手期限の規定を受けないことを規定しています。第7条財政的援助等をあたえているもの及び金融機関に対する監査については、地方公営企業に関するものを加えております。第8条決算等の審査については、これまでの条文の引用の整理を行っております。3 ページの第10条基金運用状況の審査については、地方公営企業となります水道事業会計は基金を保有しないこととしたため整理を行っております。次に、議案第27号、邑南町職員定数条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、簡易水道が地方公営企業化で水道事業となったこと、教育委員会については教育長が特別職となったほか、学校校務員の任期付き短時間勤務職員をフルタイム化し定数内としたことなど実態にあわせたこと、これらを町長部局で調整したことにより改正するものでございます。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成29年4月1日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。第1条趣旨については、地方公営企業化し町長部局からはずれた水道事業を新たに加え定数内職員とし、教育長が特別職となり定数からはずれたことにより、除外規定に教育長を加えております。第2条職員

の定数については、第1号町長の事務部局の職員は全体の調整として13人減の178人に、第3号教育委員会の事務部局の職員は教育長が特別職になったことによる1人減と学校校務員のフルタイム化などの調整により5人増、合計で4人増の41人に、新たに第6号水道事業職員を8人とし、計については教育長分として1人減の231人に変更しております。次に、議案第28号、邑南町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。この度の改正は、4月1日に施行される児童福祉法の改正を受けて改正するものでございます。内容、取扱いにつきましては特に変更があるものではありません。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成29年4月1日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。第2条の2育児休業法第2条第1項の条例で定める者については、育児休業の期間延長の対象となる者の規定となりますが、法の改正を受け、引用します児童福祉法第6条の4第2項を第6条の4第1号に、その下は第6条の4第1項に規定する里親以降を第6条の4第2号に規定する養子縁組里親に、それぞれ改正しております。次に、議案第29号、邑南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、新たな非常勤特別職として邑南町顧問と邑南町しごとづくりセンター長を設置することとしたいので、それぞれを加える改正でございます。なお、報酬額につきましては2月21日に邑南町特別職報酬等審議会より妥当な額として答申をいただいております。今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成29年4月1日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。まず、1ページ目の第4条第2項につきましては、既になくしています別表第3が残っておりましたので、この度削除しております。次に、別表第1の改正ですが、最初に邑南町顧問として月5万円を加えております。2ページ目の中ほどに邑南町しごとづくりセンター長として月100万円を加えております。次に、議案第30号、邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、これまで一般職の職員の一時金については、毎年度の人事院勧告に基づき改定を行っておりますが、町長ほか常勤の特別職の一時金については一度も改定を行っておらず、現在調整が必要な状態となっているため改正を行うものでございます。なお、この改正につきましては2月1日に邑南町特別職報酬等審議会より妥当であると答申をいただいております。今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を公布の日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。第7条期末手当及び通勤手当について、第1項の期末手当の支給率を改正いたします。まず、最初が役職加算分で、町長の100分の15を100分の20に、その他の100分の10を100分の15に、それぞれ100分の5増やします。次が、月数による支給率ですが、それぞれ0.2月分増やすこととし、6月分は100分の140を100分の150に、12月分は100分の160を100分の170に、それぞれ改正いたします。

次に、議案第31号、邑南町財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、地方自治法施行令の改正により改正するもので、内容については特に変更はございません。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を公布の日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。第5条行政財産である土地の無償貸付け又は減額貸付け等につきましては、引用します地方自治法施行令で貸付けできる法人を規定していますが、改正により第169条の表の第1号の下欄を第169条の2に改正しております。次に、議案第32号、邑南町の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。この度の改正は、学校校務員について任期付短時間勤務職員をフルタイム化したことにより、単純な労務にかかる給料を定める必要があり改正するものでございます。なお、今回の改正は、改正文の附則にございますように、施行日を平成29年4月1日としております。それでは次の新旧対照表をご覧ください。第5条給与に関する特例については、まず、任期付職員について今後さまざまな職種に柔軟な対応ができるよう別表第1行政職給料表一を削っています。次に、学校校務員分については正規職員と同様に規則に委任することにいたしました。以上、10議案について、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●上田税務課長(上田洋文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 上田税務課長。

●上田税務課長(上田洋文) 議案第33号、邑南町税条例等の一部改正する条例についてご説明いたします。今回の条例改正は、地方税法が改正されたことによるものでございます。改正の要旨をご説明いたします。本来、平成29年4月1日に消費税10%課税が施行される時点で、自動車取得税を廃止し、併せて、軽自動車税、自動車税の課税体系を改編するものでございました。しかし、消費税10%課税の施行が延期されたことにより、軽自動車税、自動車税、自動車取得税の改正が延期され大幅に内容が変更されたため、改めて平成31年10月1日施行への改正を行うものです。今回、延期のため平成31年10月1日までは現行の課税体系が維持されます。なお、自動車税及び自動車取得税につきましては県税でございます。それでは新旧対照表に基づいて、概要をご説明いたしますのでご覧ください。第1条は期間、字句等の改正でございます。第2条の1/16ページから第80条でございます。軽自動車税の納税義務者等でございます。軽自動車税は3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該3輪以上の軽自動車等の所有者に種別割によって課する。と規定します。これにより軽自動車税は、環境性能割と種別割に区分して課税することとなります。また、環境性能割の施行にともないまして、自動車取得税は廃止されます。同じく16分の3ページの第81条の3でございます。環境性能割の課税標準でございます。環境性能割の課税標準のとなる価格の算定方法を規定しております。

同じく同ページの第 81 条の 4、環境性能割の税率でございます。本則での環境性能割の税率を規定しております。以下 16 分の 4 ページ以降、第 81 条の 5、第 81 条の 6、第 81 条の 7、第 81 条の 8 で、それぞれ環境性能割に関する事項の規定しております。続きまして、16 分の 5 ページ、第 82 条、種別割の税率でございます。次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は 1 台について、それぞれ当該各号に定める額とする。としております。軽自動車税から種別割に改正しております。16 分の 6 ページ以降、第 83 条、第 84 条、第 85 条、第 87 条、第 88 条、第 89 条、第 90 条、第 91 条は、それぞれいずれも、軽自動車税から種別割に改正する事項を定めるものです。16 分の 7 ページの第 86 条、種別割の証紙徴収の手続、この条は新設の条で、納税証紙での納付を規定をするものです。つづきまして、16 分の 13 ページ附則の改正でございます。附則の第 15 条の 2 をお開きください。軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例、附則で当分の間、県が自動車税の環境性能割の賦課徴収と同様に行うと定めております。以下、附則の第 15 条の 3、第 15 条の 4、第 15 条の 5 で軽自動車税の環境性能割の減免の特例、軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例、軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付等の特例を定めております。第 15 条の 6、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で本則で第 80 条の 4 で税率を定めておりますが、営業用のものに限って例外の定めをしているものでございます。16 分の 14 ページ第 16 条で、軽自動車税の種別割の税率の特例を定めております。第 3 条は字句の改正。第 4 条は施行日の改正をいたしております。つづきまして、改正文の附則条文をご覧ください。附則第 1 条において、施行期日を定めております。第 1 条この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（１）第 1 条中 邑南町税条例附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項の改正規定、公布の日、（２）第 2 条及び第 3 条の規定並びに附則第 2 条から附則第 4 条までの規定、平成 31 年 10 月 1 日、（軽自動車税に関する経過措置）第 2 条、第 1 条の規定による改正後の 邑南町税条例附則第 16 条の規定は、平成 29 年度分の軽自動車税について適用する。第 3 条、平成 31 年施行新条例の規定中、軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以降に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。2、平成 31 年施行新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成 32 年度以降の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 31 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。（町民税に関する経過措置）第 4 条、第 4 条の規定による改正後の 邑南町税条例（附則第 4 条において、平成 31 年施行新条例という）第 34 条の 4 の規定は、第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以降に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以降に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前

の例による。と規定しております。以上、改正の内容をご説明させていただき、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長（種由美） 議長、番外。

●議長（辰田直久） 種町民課長。

●種町民課長（種由美） 議案第34号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明申し上げます。平成29年度の国民健康保険事業の予算に関しまして、これまでの実績を基に医療費や被保険者数などの推計を行うとともに、平成28年度の国保税の現状や現時点での課税標準額等総合的に踏まえまして、保険税の試算と予算見積もりを行いました。その結果、今回の税率改正は、医療給付費分のみ上げさせていただくことにしております。それでは、条例の一部改正につきまして具体的にご説明申し上げます。新旧対照表に基づいてご説明いたしますので、新旧対照表をご覧ください。はじめに、第3条第1項、医療分の所得割額でございますが、税率につきまして、100分の7.90を100分の8.77に、第5条では、同じく医療分の均等割額の税率につきまして、2万2,900円を2万5,400円に改めるものでございます。続いて、第5条の2でございますが、同じく医療分の平等割額の税率につきまして、第1号では、次のページ、2ページ目でございますが、1万6,400円を1万8,200円に、第2号では8,200円を9,100円に、第3号では、1万2,300円を1万3,650円に改めるものでございます。次に、第23条、国民健康保険税の減額につきまして、次のページ、3ページ目をご覧ください。第1号は、7割軽減分でございます。アは被保険者均等割額につきまし、1万6,030円を1万7,780円に、イは世帯別平等割額につきまし、（ア）では1万1,480円を1万2,740円に、（イ）では5,740円を6,370円に、（ウ）では2,870円を3,185円に改めるものでございます。次のページ、4ページ目でございます。第2号は5割軽減分でございます。アは被保険者均等割額につきまして、1万1,450円を1万2,700円に、イは世帯別平等割額につきまして、（ア）では8,200円を9,100円に、（イ）では4,100円を4,550円に、（ウ）では2,050円を2,275円に改めるものでございます。次のページ、5ページ目でございます。第3号は2割軽減分でございます。アは被保険者均等割額について、4,580円を5,080円に、イは世帯別平等割額につきまして、（ア）では3,280円を3,640円に、（イ）では1,640円を1,820円に、（ウ）では820円を910円に改めるものでございます。条例の改正文にお戻りください。次に、附則でございます。施行期日を公布の日からとし、適用区分としまして平成29年度分の国保税から適用とし、平成28年度分までにつきましては、従前の例によるものとしております。以上でございます。続きまして、議案第35号、邑南町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の

改正は、国民健康保険法施行規則の一部改正により改正するもので、内容については特に変更はございません。なお、今回の改正は、改正分の附則にございますように、施行日を公布の日としております。それでは、次の新旧対照表をご覧ください。第4条、被保険者としなない者につきましては、引用します国民健康保険法施行規則で、その他特別の事由がある者で条例で定めるものと規定していますが、改正により第1条第3号を第1条第5号に改正しております。以上でございます。続きまして、議案第36号、邑南町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の改正は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の、一部改正により改正するもので、内容については特に変更はございません。なお、今回の改正は、改正分の附則にございますように、施行日を公布の日としております。それでは、次の新旧対照表をご覧ください。第3条、大掃除につきましては、引用します、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、清潔保持等のための大掃除を規定しておりますが、法第5条第2項を法第5条第3項に改正しております。以上、3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 沖福祉課長。

●**沖福祉課長(沖幹雄)** 議案第37号、邑南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正についてご説明いたします。この度の条例改正は、国の保育料等の軽減策にもとづき、別表を改正しようとするものでございます。それでは新旧対照表をお開き下さい。新旧対照表は全部で9ページあります。1ページから4ページの2行目にかけては、保育の必要のない子どもさん、1号認定と呼ばれるものですが、これを利用された場合の負担額の表でございます。現在邑南町では該当ございません。まず、1ページでございます。改正しますのは、表の第3階層のところでございます。国の基準額の改正に従いまして、利用者負担額を1万6,100円から1万4,100円に改正しようとするものでございます。続いて、3ページをご覧ください。3ページの表でございますが、これはひとり親世帯等の場合に適用するものでございます。これも第3階層について、利用者負担額を7,550円から3,000円に改正しようとするものでございます。続いて、4ページの3行目から、2号認定及び3号認定の子どもさんが利用された場合の保育料について定めた表でございます。4ページの3行目から、7ページの6行目までは、基本的な保育料の額を定めた規定でございます。変更ございません。7ページの下から5行目以降は、ひとり親世帯等の保育料に関する読み替え規定でございます。ひとり親世帯等とは、具体的には、7ページの下から2行目の①のひとり親世帯、8ページに行きまして、②の在宅障害児、者のいる世帯、③のその他の世帯でございます。このたび、国の軽減制度にならい、ひとり親世帯等の第1子保育料を、町民税非課税世帯並みに軽減しようとするものでございます。9ページの表

におきまして、第2階層から、第6階層の所得割課税額が7万7,101円未満までの世帯の保育料を減額することとしております。本文に帰っていただきまして、この一部改正の施行日は平成29年4月1日としております。以上地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●土崎建設課長（土崎由文） 議長、番外。

●議長（辰田直久） 土崎建設課長。

●土崎建設課長（土崎由文） 議案第38号、邑南町営住宅管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。このたびの改正は、森実団地に新たに1棟2戸の住宅を建設し、老朽化した森実3号団地を除却致しますので、住宅管理条例の別表を改めるものでございます。始めに新旧対照表の現行の欄をご覧ください。団地名、森実3号の1行を改正後案で削除致します。続きまして改正後の欄をご覧ください。現行の別表の下欄に次の1行を追加致します。団地名、森実、所在地、邑南町中野3861番地1、建設年度、平成28年度、戸数2、構造・階数、木造・平屋、規模、2DKでございます。改正文にお戻りください。改正後の条例は、公布の日から施行するとしております。続きまして、議案第39号、邑南町特定地域整備事業負担金等徴収条例の一部改正についてご説明申し上げます。邑南町、江津市桜江町、浜田市旭町において、平成19年度から25年度にかけ、農地の区画整理、暗渠排水、客土、用排水路等の整備事業を、独立行政法人森林総合研究所に行っていただいております。本条例は、本事業に申請いただいた受益者の方から、分担金を徴収する目的で制定したものでございます。分担金の徴収は平成23年度から行っており、平成39年度までの17年間を予定しております。今回の一部改正は、本年度5月農林水産省において、林業の成長産業化を実現する目的で、森林法をはじめとする5つの法案について一部改正が行われ、平成29年4月1日施工されます。この改正法案のなかに森林総合研究所法も含まれており、研究所の名称を、国立研究開発法人森林研究・整備機構に、法律の名称を、国立研究開発法人森林研究・整備機構法に改称されております。新旧対照表をご覧ください。この度条例改正を行う部分は、団体名称にかかる箇所が4箇所、法律名称及び条項名に係る箇所が2箇所、計6箇所について字句のみの改正をいたしております。以上2議案について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●林田水道課長（林田知樹） 議長、番外。

●議長（辰田直久） 林田水道課長。

●林田水道課長（林田知樹） 議案第40号、邑南町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表にて説明いたしますのでご覧ください。第2条第2項第2号、表中の日貫水道の計画給水人口を200人、計画1日最大給水水量を89.7立方メートルにそれぞれ改正致します。これは日貫水道におけます、新たな水源による給水が全て完了したことによるものでございます。なお条例の施行日は、平成

29年4月1日としており、附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。宜しくお願いいたします。

●**日高学校教育課長(日高始)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 日高学校教育課長。

●**日高学校教育課長(日高始)** 議案第41号と42号について説明を致します。まず議案第41号、邑南町教職員住宅管理条例の一部改正について、ご説明申し上げます。このたびの改正は、新たに根布に、1棟2戸の教職員住宅を建設致しましたので、教職員住宅管理条例の別表を改めるものでございます。新旧対照表の改正後の欄をご覧ください。現行の別表の下欄に次の行を追加致します。教職員住宅名、根布、所在地、邑南町下口羽1075番地1、建設年度、平成28年度、構造階数、木造1階、戸数、2、戸あたり面積、50.77平方メートル、規模、1LDK、使用料、3万9,500円、改正文にお戻りください。改正後の条例は、公布の日から施行するとしております。以上、邑南町教職員住宅管理条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして、議案第42号、邑南町奨学基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。この度の邑南町奨学基金条例の一部改正につきましては、償還免除要件等について、これまで施行規則に委任しておりましたが、その内容を条例に規定すべく条例改正を行うものでございます。また、条文中の主体として、町長と教育委員会が混在しておりましたが、ほかの奨学金に合わせて、町長に統一するものでございます。それでは、新旧対照表をご覧ください。まず1ページ目でございますが、第8条の第2項を削除し、第10条に、奨学金は、本人に対して2箇月ごとに交付する。ただし、特別な事情がある場合は、本人の同意により保護者に交付することができる、とするものでございます。次に2ページから3ページにかけて、第11条、奨学金貸与の一時停止、第12条、奨学金貸与の取消し、第13条、償還の猶予、第14条、償還期間の延長、第15条、償還の免除につきましては、規則から条例に規定するものです。次に、3ページから4ページにかけて、第11条中、教育委員会を町長に改め、第17条といたします。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日を、平成29年4月1日。経過措置として、この改正後の条例の施行日以前に、邑南町奨学基金条例施行規則第10条第2号の規定により、償還を猶予されていた者は、改正後の条例第13条第2号の規定により、償還を猶予されていたものとみなす、と附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくをお願いいたします。

●**植田農林振興課長(植田和弘)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 植田農林振興課長。

●**植田農林振興課長** 議案第43号、邑南町農林業後継者育成奨学基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。平成23年度から邑南町農林業後継者の確保を目的に本奨

学金を設け、奨学金の貸与を行って参りました。償還免除要件等について、これまで施行規則に委任しておりましたが、これをこの度条例に規定するべく条例改正を行おうとするものでございます。それでは新旧対照表をご覧ください。現行の第8条第2項を削除し、改正後では新たな条を立てることとしております。次に第10条、奨学金交付、第11条、奨学金貸与の一時停止、第12条、奨学金貸与の取消、第13条、償還の猶予、第14条、償還期間の延長、第15条、償還の免除につきましては、規則委任しておりましたものを条例に規定するものでございます。次に、第16条及び第17条につきましては、第10条から第15条までを新設したため、条番号を改正するものでございます。附則でございますが、施行期日を公布の日から施行するとし、経過措置として、この改正後の条例第13条及び条例第15条の規定は、平成28年4月1日以後に償還を開始する奨学生について適用し、平成28年4月1日以前に償還を開始する奨学生については、なお従前の例によると規定しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●日高保健課長(日高誠) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 日高保健課長。

●日高保健課長(日高誠) 議案第44号、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金条例の一部改正についてご説明いたします。平成23年度から、邑南町の医療福祉従事者を確保し、地域医療福祉の充実に資する人材を育成することを目的に、邑南町医療福祉従事者確保奨学基金を設け、奨学金の貸与を行っております。この度の条例の一部改正につきましては、平成29年度以降の奨学金貸与を実施するには、基金が不足するため、基金を増額しようとするものです。また、償還免除要件等について、これまで施行規則に委任しておりましたが、その内容を条例に規定すべく、条例改正を行うとともに、資格取得後、町内に居住しても、町内に資格を活用して働くことができる職場が、不足している現状を考量して、償還免除要件等を改正しようとするものです。それでは、新旧対照表をご覧ください。第2条中、基金の額、1億2千万円を、1億4千356万円に改めるものです。次に、第6条第2号中、別に定めるを別表第2に定めるに改め、次のページの、同条第4号中、活かしたを活用したに改めるものです。次に、第7条中、別表を別表第1に改めるものです。次に、第8条第1項第4号中、卒業した年度の翌年度を据置期間とし、翌々年度を、卒業した年度の翌年度から翌年度を含む3年間を据置期間とし、卒業した年度の3年後の翌4月に改め、次のページ、同条第2項を、据置期間は、奨学生の申し出により、1年を単位として2年を上限に短縮することができる。に改めるものです。次に、第10条、奨学金交付、第11条、奨学金貸与の一時停止、第12条、奨学金貸与の取消しにつきましては、規則委任しておりましたものを条例に規定するものです。次の4ページをご覧ください。第13条、償還の猶予につきましても、規則から条例に規定するのですが、第1項第5号に、邑南町内に居住し、かつ、医療福祉

資格を有したとき。ただし、町内居住による償還猶予は初回に限り、再び町外に転出した後の転入による再度の猶予は行わない。また、猶予できる金額の上限は、第7条の規定により貸与した月額を、邑南町奨学基金条例（平成23年邑南町条例第1号）別表の区分による、貸与月額に読み替えた場合の貸与合計額とする。を追加するものです。次の5ページをご覧ください。第14条、償還期間の延長ですが、これも規則委任しておりましたものを条例に規定するものです。次の、第15条、償還の免除につきましても、規則から条例に規定するのですが、第1項第5号に、据置期間終了の後、第13条第1項第5号の規定により償還を猶予された期間が、4年を経過したとき。ただし、免除できる金額の上限は、第7条の規定により貸与した月額を、邑南町奨学基金条例、平成23年邑南町条例第1号別表の区分による、貸与月額に読み替えた場合の貸与合計額とする。を加え、次のページ、同条第2項に、奨学金の償還開始後に、第13条第1項第2号、第4号及び第5号いずれかの規定により償還を猶予された奨学金が、前項各号の規定による償還免除の要件を満たした場合は、償還猶予後の奨学金償還額に限り、償還を免除できるものとし、既に償還した奨学金については免除しない。を加え、同条第3項に、第1項第5号の規定により、一部償還免除を受けた場合、その後において、第1項第4号、第5号いずれかの要件を満たしたとしても、再度の償還免除は行わない。を、追加するものです。次に、第16条、第17条につきましても、条を加えたため、条番号を改正するものです。次の7ページ、別表を別表第1とし、別表第1」の次に、別表第2を加えるものです。条例の改正文にお戻りください。附則でございますが、施行期日を、平成29年4月1日。特例措置として、この改正後の条例の規定は、既に貸与している奨学生については、奨学生及び連帯保証人の同意の確認により、適用できるものとする。と附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第45号から議案第46号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第45号、邑南町水道事業の設置に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございますが、これは、邑南町簡易水道事業を廃止し、邑南町水道事業として統合することに伴う条例の制定でございます。次に、議案第46号、邑南町中小企業・小規模企業振興条例の制定についてでございますが、これは、中小企業及び小規模企業の振興に伴う条例の制定でございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●林田水道課長(林田知樹) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 議案第45号、邑南町水道事業の設置に伴う、関係条例の整

備に関する条例の制定についてご説明いたします。これらの改正条例につきましては、  
邑南町簡易水道事業を廃止し、邑南町水道事業として統合し、公営企業化することに伴  
う一連の改正条例につきまして、一括して提案するものでございます。第1条、邑南町  
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。新旧対照表  
にて説明いたしますのでご覧下さい。第2条第8号及び第10条第1項及び第2項中、  
水道及び、を削除し、支給対象者を本庁水道課及び支所に勤務する者で、下水道施設管  
理業務に従事する者としています。また、第11条第1項では、簡易水道を、第2項別  
表においては、水道及びを、それぞれ削除いたします。なお、水道事業に関する職員に  
つきまは、公営企業規定の中で特殊勤務手当の規定をいたしております。次に、第2  
条、邑南町特別会計条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧さ  
い。第1条及び第2条におきまして、簡易水道事業を削除いたします。これは、地方公  
営企業法を適用する事業については、条例を定めるまでもなく特別会計を設置すること  
が義務づけられているため、簡易水道事業は不要となります。次に、第3条、邑南町督  
促手数料及び延滞金条例の一部改正についてご説明いたします。新旧対照表をご覧下  
さい。第2条、町長の事務に、水道事業の事務に係るものについては、水道事業管理者の  
権限を行う町長、を加えます。これは、地方公営企業法の規定により、分担金等地方公  
営企業の収入金の徴収は、公営企業管理者の担当事務となっていることによるものです。  
次に、第4条、邑南町簡易水道事業基金条例の廃止についてご説明いたします。平成2  
9年4月より、邑南町簡易水道事業を廃止し、邑南町水道事業として統合し、公営企業  
化することに伴い、邑南町簡易水道事業基金を取り崩すため、基金条例を廃止いたしま  
す。次に、第5条、邑南町飲料水供給施設条例の一部改正についてご説明いたします。  
新旧対照表をご覧下さい。第9条、邑南町水道給水条例を邑南町水道事業給水条例に改  
めます。これは、邑南町水道給水条例の名称変更によるものです。次に、第6条、長期  
継続契約を締結することが出来る契約に関する条例の一部改正についてご説明いたしま  
す。新旧対照表をご覧下さい。第2条、第1項第5号及び第3条において、規則を規則  
等に改めます。これは、公営企業法においては、規定により定めることとなっているこ  
とによるものです。次に、第7条、邑南町上下水道委員会条例の一部改正についてご説  
明いたします。新旧対照表をご覧下さい。第2条の所掌事務におきまして、町長の諮問  
について、水道事業に係る事項については、水道事業管理者の権限を行う町長、以下同  
じ、を加えさせていただきます。以上、各条例の施行日は、平成29年4月1日としており、  
附則に規定いたしております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の  
議決を求めるものでございます。宜しく願いいたします。

●種商工観光課長(種文昭) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種商工観光課長。

●種商工観光課長(種文昭) 議案第46号、邑南町中小企業小規模企業振興条例の制定に

ついてご説明申し上げます。この度の条例制定は、邑南町の中小企業小規模企業の振興についての基本理念を明確に示し、中小企業小規模企業、町、町民、関係機関、それぞれの役割分担を明らかにして、町全体が一丸となって地域の企業を元気にし、町の中での経済循環を増大させることによって、町民の暮らしをさらに豊かにしていこうという、理念条例を制定しようとするものでございます。まず、前文でございますが、ここでは、町の現状、現状に対して求められること、条例制定の趣旨について記述しております。

第1条目的は、本町経済の発展、雇用の場の創出、町民の暮らしの向上に寄与することを目的としております。第2条定義は、用語の意義を定めております。第3条は基本理念でございます。第1項では、中小企業小規模企業の振興は本町経済の発展に寄与し、雇用の創出、町民の暮らしの向上に貢献することを旨とすること、第2項では、自主的努力の促進を旨とすること、第3項では、特色ある地域資源を十分に活用すること、第4項では、多様な雇用の確保、企業が求める人材の確保育成を旨とすること、第5項では、町、関係機関、町民が相互に連携すること、以上によって推進されなければならないとしております。第4条は基本的施策でございます。この中で邑南町の特色を出しております施策は、第1項第1号、安心して子どもを産み育てることができる雇用環境を整備するための施策、第5号、農林商工等連携、6次産業化を促進するための施策、第13号、地域課題を解決する社会起業家の育成支援及びコミュニティビジネスを推進するための施策、第16号、中小企業小規模企業支援の推進体制を構築するための施策が邑南町独自の施策でございます。第16号が、しごとづくりセンターを設置しようとする施策でございます。第5条は町の責務でございます。第1項では、町は総合的な施策を実施する責務が有るということ。第2項は、工事の発注、物品及び役務の調達を行う場合、受注機会の確保に努めるとしてしております。第3項は、児童・生徒に対する職業体験機会の提供、その他必要な施策を講ずるよう努めるとしてしております。第6条は、中小企業小規模企業の努力です。第1項では自主的な経営の改善向上、第2項では雇用機会の確保、人材育成、雇用環境の整備にそれぞれ努めるとしてしております。第7条は、中小企業小規模企業支援団体の役割、第8条は金融機関等の役割、第9条は教育機関の役割でございます。第10条は町民の理解と協力でございます。町民は、中小企業小規模企業の振興が町民の暮らしの向上に寄与することを踏まえて、商品等の理解、需要の増進、国県町が実施する施策への協力に努めるとしてしております。第11条は、意見の聴取等でございます。町は、施策の実施状況を中小企業・小規模企業、支援団体、町長が必要と認める者から意見聴取をした上で検証し、効果的な施策の策定・実施に努めるとしてしております。第12条は、財政上の措置でございます。第13条は、委任でございます。施行に必要な事項は別に定めるとしてしております。附則でございますが、施行日を平成29年4月1日としております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

●議長(辰田直久) 説明の途中でございますが、ここで休憩に入らせて頂きます。再開は午後2時40分とさせていただきます。

—— 午後 2時28分 休憩 ——

—— 午後 2時40分 再開 ——

●議長(辰田直久) それでは再会を致します。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長

●石橋町長(石橋良治) 議案第47号の提案理由をご説明申しあげます。議案第47号、邑智郡総合事務組合規約の変更についてでございますが、これは、邑智郡総合事務組合の共同処理事務事業の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますのでよろしくをお願いします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第47号、邑智郡総合事務組合規約の変更について、ご説明いたします。この度の変更は、情報システム課が所管します共同電算処理事務について、平成29年度から人事給与システム、財務会計システム、地方公会計システムが加わるための変更と、環境衛生課が所管する、一般廃棄物の処理に関する事務について、平成29年度から開始する新可燃ごみ共同処理施設整備計画において、大田市から事務委託を受けることになったことによる変更、これらのことに基づく負担金の変更となっております。なお、今回の改正の施行日は平成29年4月1日となっております。それでは新旧対照表をご覧ください。1ページ目、第3条組合の共同処理する事務について、第1項第6号として人事給与、財務会計等の共同電算処理に関する事務を加えております。第2項の事務の委託については、第2号大田市からの委託を受けて、同市の可燃ごみの処理に関する事務を加え、条文を整理しております。次に、2ページ目の別表ですが、この第2項は共同電算処理に係る負担金となりますが、今回追加しております人事給与、財務会計等の共同電算処理の負担金については、実費相当額とし第2-1項として加えております。次に、3ページ目の第4項は、一般廃棄物の処理に係る負担金となりますが、平成29年度から開始する新しい可燃ごみ共同処理施設の整備について、新たな負担金の算出が必要となったため第3号を加えるものです。内容としましては、施設等整備費とし、均等割が100分の10、人口割が100分の90となっております。以上、邑智郡総合事務組合規約の変更につきまして、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくをお願いします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第48号の提案理由をご説明申し上げます。議案第48号、

邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてでございますが、これは、新規事業の追加及び既存計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、企画財政課長から説明させていただきますのでよろしくお願いします。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 藤間企画財政課長。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 議案第48号、邑南町過疎地域自立促進計画の一部変更についてご説明申しあげます。現在の邑南町過疎地域自立促進計画は、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画でございますが、今回、生活環境の整備の区分についての事業計画を一部変更したく提案するものでございます。別紙をご覧ください。計画の本文及び事業内容を、平成29年度に着手予定の邑智クリーンセンター新可燃ごみ共同処理施設整備事業に即したものとなるように変更しております。なお、この計画の変更にあたりましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、あらかじめ島根県と協議をすることとなっておりますが、協議の結果、異議なしとの回答を得ております。以上、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

●**石橋町長(石橋良治)** 議長、番外。

●**副議長(亀山和巳)** 石橋町長。

●**石橋町長(石橋良治)** 議案第49号から議案第53号の提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第49号、権利の放棄についてでございますが、これは、債務者の破産手続きにともない、貸地料の収納が困難であるため債権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第50号、権利の放棄についてでございますが、これは、債務者の破産手続きにともないケーブルテレビ利用料などの一部の配当はあったものの、これ以上の収納が困難であるため債権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第51号、権利の放棄についてでございますが、これは、債務者の死亡に伴い、相続財産管理人からのケーブルテレビ利用料への配当がなく、収納が困難であるため債権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第52号、権利の放棄についてでございますが、これも、債務者の死亡に伴い相続財産管理人からの水道料金への配当がなく、収納が困難であるため債権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。次に、議案第53号、権利の放棄についてでございますが、これも、債務者の死亡に伴い相続財産管理人からの下水道使用料への配当がなく、収納が困難であるため債権の放棄について議会の議決を求めるものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明させていただきますので、よろしくお願いします。

●**服部総務課長(服部導士)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 服部総務課長。

●**服部総務課長(服部導士)** 私からは、議案第４９号から議案第５１号までの３件の権利の放棄についてご説明いたします。まず、議案第４９号でございますが、一つに、放棄する債権の内容は、平成２５年度滞納繰越分、貸地料、工業用水水源施設、邑南町上亀谷３３１の１、１０９．８６㎡、２、放棄する債権額は、２万円、３、債務者は、島根県邑智郡邑南町上亀谷３９５番地２、瑞穂テキスタイル株式会社、放棄の理由、債務者は、平成２８年６月２０日午後４時から破産手続き開始の決定を松江地方裁判所浜田支部より受けた。その後、平成２８年９月１２日、破産者として瑞穂テキスタイル株式会社は、破産財団をもって破産手続きの費用を支弁するのに不足するという理由の要旨により、破産手続き廃止の決定を松江地方裁判所浜田支部より受けた。よって、裁判手続きによる執行の状況から、町としては事実上、貸地料の収納が困難であるため債権の放棄をしようとするものでございます。次に、議案第５０号でございます。一つに、放棄する債権の内容は、平成２４年３月分から平成２４年８月分までの、テレビ基本チャンネル、インターネット、ＩＰ電話利用料でございます。放棄する債権額は、３万９，７０４円、債務者は、邑南町在住者の１人です。放棄の理由ですけれども、債務者は、平成２５年１１月１３日午後４時３０分から、破産手続き開始の決定を松江地方裁判所浜田支部より受けた。その後、平成２６年６月２５日、破産債権届出書を松江地方裁判所浜田支部へ提出した結果、破産管財人から配当金の通知があり、利用料の一部、１，８７０円が配当によって入金された。よって、破産手続きによる執行の状況から、町としてはこれ以上、ケーブルテレビ利用料の収納が困難であるため、債権の放棄をしようとするものでございます。次に、議案第５１号でございます。放棄する債権の内容は、平成２６年３月分から９月分までの、テレビ基本チャンネル、セットトップボックス貸出、多チャンネルサービス利用料と、平成２６年４月分、９月分のＩＰ電話利用料でございます。放棄する債権額は、２万１，５３５円、債務者は、元邑南町在住者で既に死亡している者１人、放棄の理由ですが、債務者は、平成２６年１２月１４日日本人死亡によって、松江家庭裁判所川本出張所から相続財産管理人が選任された。平成２８年１２月１５日付けで、相続財産管理人から届いた債権申出催告書及び財産目録によると、ケーブルテレビ利用料への配当はないことが明らかなことから、ケーブルテレビ利用料の収納が困難であるため債権の放棄をしようとするものでございます。以上、３議案につきまして、地方自治法第９６条第１項第１０号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

●**林田水道課長(林田知樹)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 林田水道課長。

●**林田水道課長(林田知樹)** 議案第５２号、債権の放棄につきましてご説明いたします。放棄する債権の内容は、水道料金で、平成２６年３月分から５月分まで、及び平成２６年７月分から平成２７年３月分までの１２ヶ月分でございます。放棄する債権額は、１

万7, 986円でございます。債務者は、元邑南町在住者1名です。放棄の理由といたしましては、債務者は、平成26年12月14日、本人死亡により、松江家庭裁判所川本出張所から相続財産管理人が選任されました。平成28年12月15日付けで、相続財産管理人から届きました、債権申し出催告書及び財産目録によりますと、水道料金への配当はないことが明らかなことから、水道料金の収納が困難であるため、債権の放棄をしようとするものでございます。続きまして、議案第53号、債権の放棄につきましてご説明いたします。放棄する債権の内容は、下水道使用料で、平成26年3月から5月分まで、及び平成26年7月から平成27年3月分までの12ヶ月分でございます。放棄する債権額は、2万4,240円でございます。債務者は、先ほどの議案第52号と同一であり、放棄の理由も同様により、下水道使用料の収納が困難であるため、債権の放棄をしようとするものでございます。以上、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第54号から議案55号までの提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第54号、町道路線の廃止についてでございますが、これは、町道1路線を廃止しようとするものでございます。次に、議案第55号、町道路線の認定についてでございますが、これは、新規に1路線を認定しようとするものでございます。詳細につきましては、建設課長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

●土崎建設課長(土崎由文) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 土崎建設課長。

●土崎建設課長(土崎由文) 議案第54号、議案第55号、町道路線の廃止及び認定について、ご説明申し上げます。今回上程致します議案は、路線延長により終点を変更するため、路線の廃止及び認定の2重の手続きをするものでございます。議案第54号に添付しております位置図をご覧ください。現在、町道三日市松屋線は町道出羽線の小西旅館横から分岐し、旧森林組合を經由し出羽川に至るまでの102mの区間でございます。この区間に、新たに出羽川の河川管理道を經由し町道三日市臼井谷線に至る区間、147mを追加するものでございます。議案第55号に添付しております位置図をご覧ください。新たに町道とする区間は、既に生活道路として利用されていることから地元自治会からの要望も有り、現地確認の上町道として認定しようとするものでございます。以上、道路法第10条第1項の規定により、町道の路線を廃止及び認定したいので、同法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案56号から議案第62号までの提案理由をご説明申し上げます。

す。議案第56号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第6号は、歳入歳出それぞれ2億683万5千円を減額するものでございます。議案第57号、平成28年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ3,996万9千円を追加するものでございます。議案第58号、平成28年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ2万円を追加するものでございます。議案第59号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ718万3千円を減額するものでございます。議案第60号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ1,623万5千円を減額するものでございます。議案第61号、平成28年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出それぞれ411万円を減額するものでございます。議案第58号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出それぞれ601万8千円を追加するものでございます。以上、詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 議長、番外。

●**議長(辰田直久)** 藤間企画財政課長。

●**藤間企画財政課長(藤間修)** 議案第57号、平成28年度邑南町一般会計補正予算第6号についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条の歳入歳出予算の補正額でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億683万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を118億4,694万6千円とするものでございます。詳細につきましては、後ほど事項別明細書の方でご説明申しあげます。以下、第2条で繰越明許費の設定、第3条で地方債の補正がございます。6ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。国の予算措置が翌年度へまたがる事業や、土木関係は国の補正予算で計上されている交付金などを受けて実施する事業で、当初予定しておりました期間での事業実施が困難となった事業等につきまして、翌年度への繰越しを行うものでございます。金額はそれぞれ限度額でございます。まず2款の総務費、戸籍住民基本台帳費でございますが、マイナンバーの委任に係る交付金、平成28年度割り額で、歳入は平成29年度に交付されることとなるため88万1千円を設定しております。次に、3款、民生費、社会福祉費でございます。臨時福祉給付金の申請が年度をまたぐため1,513万4千円を設定しております。8款、土木費でございます。道路橋りょう費でございますが、上から2番目の、簾金毘羅線は用地交渉の関係で繰越、他の事業は、国の補正予算に計上された社会資本整備総合交付金を活用して行うものでございますが、工期が間に合わないことから繰越をするものでございます。道路橋りょう長寿命化事業を合わせて1億2,870万円でございます。また一番下、災害復旧費でございますが、農地災害現年・補助災害、これが1,102万7千円でございます。繰越明許費は合計で、1億5,574万2千円でございます。7ページをお開きくださ

い。第3表地方債補正でございます。変更分として、過疎地域自立促進特別事業債いわゆる過疎ソフトでございますけれども、2,390万円減額の2億6,470万円でございます。基盤整備促進事業債でございますが、県営中山間地域総合整備事業費外1事業の県営事業負担金の決定に伴い、1,850万円減額の5,110万円でございます。次に、公営住宅建設事業債につきましては、事業費の確定に伴い、760万円減額の4,190万円でございます。教育債でございますが、小学校大規模改修事業分としまして、100万円減額、スクールバスは事業費の確定により270万円減額の570万円でございます。これにより、地方債の限度額の合計は、補正前の限度額10億2,880万円から5,370万円を減額しまして、9億7,510万円とするものでございます。表紙をめくっていただきますと事項別明細書となっております。4ページをお開きください。主なものを説明させていただきます。はじめに歳入でございます。1款、町税でございますが、現時点での収入見込み及び滞納繰越分の増額補正を行っております。一番下、6款、地方消費税交付税でございますが、交付決定見込額による補正でございます。6ページをお開きください。12款分担金及び負担金でございますが、1項、分担金の農林水産業費分担金につきましては、県営中山間総合整備事業費他722万9千円の減額補正でございます。一番下、14款、国庫支出金の2項、国庫補助金の3目、民生費国庫補助金は、年金生活者等支援臨時福祉給付金の人数の確定により438万円減額補正を行っております。8ページをお開きください。15款、県支出金、1項、県負担金でございます。こちら、交付見込額により、国民健康保険基盤安定負担金の増額後期高齢者医療基盤安定負担金の減額補正でございます。農林水産業費負担金は地籍調査の事業費確定により減額でございます。続きまして、2項県補助金でございますが、それぞれ交付決定見込額に基づいて補正を行っております。6、農林水産業費県補助金につきましては、1,810万9千円の減額でございます。主な内訳としましては、経営転換とかりタイアする農家がいなかった等で農地の機構集積協力金が1,858万5千円減額などがございます。県補助金は合計1,982万円の減額でございます。10ページをお開きください。3項、2目、総務費委託金は、参議院議員選挙費の確定により減額でございます。県委託金は、合計で293万円の減額補正でございます。16款財産収入2項財産売り払い収入につきましては、造林関係の財産売り払い収入の決算見込みによる補正でございます。18款繰入金ですが、今回財政調整基金の繰入を4,519万6千円取り止めにしております。12ページをお開きください。20款諸収入につきましても、決算見込額に基づいて補正を行っております。4項の受託事業収入でございますが、公社造林及び森林総合研究所造林受託事業費が合わせて5,796万4千円の減額でございます。21款町債でございますが、これは先ほど地方債補正で説明致しましたので省略させていただきます。続きまして14ページをお開きください。歳出でございます。職員給与費の補正でございますが、人事院勧告等にもなう人件費を計上して

おりますが、育児休業及び病気休暇等で人件費の合計は1, 600万円余り減額となっております。以下職員給与費につきましては、それぞれの費目で必要額を計上しております。2款総務費1項総務管理費でございます。以下、決算見込みに基づく補正でございます。16ページをお開きください。1項総務管理費では、399万5千円の減額補正となっております。18ページをお開きください。4選挙費につきましては、それぞれの決算見込みに基づく補正でございます。全て現額でございます。20ページをお開きください。3款民生費1項社会福祉費でございます。合計2, 249万円の減額でございます。1社会福祉総務費では、主な要因は、歳入で申し上げた年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の人数確定による減額でございます。3目の老人福祉費では後期高齢者医療事業特別会計繰出し金の減。一番下介護保険事業では邑智郡総合事務組合の不負担金及び人件費等の減でございます。22ページをお開きください。2項の児童福祉費でございます。2児童福祉措置費でございますが、他市町村への広域入所者の増に伴い保育所措置費の増額分を計上しております。24ページをお開きください。4款衛生費、1項保険衛生費でございます。簡易水道事業特別会計への繰出し金の減などにより合計1, 655万7千円の減額で、人件費及び事業の決算見込みに基づく補正でございます。28ページをお開きください。6款農林水産業費の1項農業費でございます。合計5, 822万9千円の減額でございます。3農業振興費につきましては、それぞれの事業の決算見込みに基づく補正でございます。主なものでございますが29ページの説明欄をご覧ください。農業振興費で009農地確保利用支援事業費、経営転換リタイアする農家がいなかった等で1, 858万5千円の減額でございます。5目農地費で説明欄012の県営中山間地域総合整備事業、015農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業、016農業基盤整備促進事業で全て減額となっております。30ページをお開きください。8地籍調査費につきましても、決算見込みに基づく補正でございます。2項林業費でございますが、2林業振興費では、森林総合研究所造林受託事業費及び公社造林受託事業費などの決算見込みに伴い減額補正でございます。32ページをお開きください。7款商工費でございます。事業の決算見込みに基づく補正でございます。説明欄001農林商工等連携サポートセンター事業費は耕すシェフの中途就職及び事故により着任が遅れたこと等による450万3千円減額でございます。8款土木費1項土木管理費でございますが、主に下水道事業特別会計への繰出し金の減額補正でございます。34ページをお開きください。2項道路橋りょう費で38万4千円の増額補正でございます。主に事業費の組み換えによるものでございます。4項住宅費でございます。人件費及び決算見込みに基づく1千671万4千円減額補正でございます。36ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費でございますが、3目スクールバス運営費はバス購入費の確定による減額補正でございます。38ページをお開きください。2項小学校費でございますが、3目学校建設費、大きなものは阿須那小学校屋上改修事業

の減額でございます。３項中学校費でございますが、決算見込みに基づく補正でございます。４０ページをお開きください。４項社会教育費でございますが、人件費と決算見込みによる補正でございます。以上、地方自治法第９６条第１項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種由美) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種由美) 議案第５７号 平成２８年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第５号についてご説明申し上げます。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ３，９９６万９千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ１７億７４９万８千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書４ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。１款の国民健康保険税、１項につきましては、調定額の変動により、２９６万４千円増額しております。４款の国庫支出金、１項国庫負担金につきましては、一般被保険者の医療費の増額分及び高額医療費共同事業拠出金の増額分の財源として、１，２３９万１千円増額しております。２項の国庫補助金につきましても同じく医療費の増額分の財源として２５６万２千円増額しております。６ページをお開きください。５款の県支出金でございますが、１項県負担金は、国庫負担金同様、高額医療費共同事業拠出金の増額分の財源として６７万５千円増額、２項県補助金につきましても国庫補助金同様の一般被保険者の医療費の増額分の財源として、２１９万６千円増額しております。９款の繰入金でございますが、１項基金繰入金につきましては、収支不足分の対応として２，００４万２千円増額し、２項の他会計繰入金につきましては、各種繰入金の決定に伴い、８６万１千円減額しております。次に、８ページをお開きください。歳出でございます。１款の総務費、１項の総務管理費でございますが、５１万円減額しております。２款の保険給付費でございますが、１項療養諸費につきましては、年間の医療費推計で予算不足が見込まれますので、２，８６２万３千円増額し、２項高額療養費につきましても同様に、医療費推計で予算不足が見込まれますので、７９９万１千円増額しております。６款の共同事業拠出金でございますが、高額医療費共同事業拠出金の確定見込みに伴い、１０ページになりますが、２７０万円増額しております。次の、９款、諸支出金の１項償還金及び還付加算金につきましては、過年度分療養給付費等国庫負担金の返還金等で、１１６万５千円の増額でございます。以上でございます。続きまして、議案第５８号、平成２８年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第４号についてご説明申し上げます。予算書の１ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ２万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ５，７７５万４千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書、４ページをお開きください。歳入の３款、繰入金の２項他会計繰入金で

ございますが、阿須那診療所運営費補てん分を2万円増額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。1款、総務費の1項施設管理費でございますが、人事院勧告により職員手当等を2万円増額しております。続きまして、議案第59号、平成28年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ718万3千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3億6,287万1千円とするものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。4款、繰入金の1項一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定及び療養給付費負担金の繰入金の確定に伴い、718万3千円減額しております。次に、6ページをお開きください。歳出でございます。2款、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳入でご説明しましたとおり負担金の確定により、718万3千円減額しております。以上、3議案につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●林田水道課長(林田知樹) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 林田水道課長。

●林田水道課長(林田知樹) 議案第60号、平成28年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第5号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,623万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,096万4千円とするものでございます。第2条 地方債の変更は、第2表、地方債補正によるものでございます。4ページをお開きください。第2表、地方債補正でございます。簡易水道事業債の限度額を補正前1億5,650万円から4,030万円減額し、補正後の限度額を1億1,620万円とするものでございます。主な補正につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、分担金が新規加入者の増により、399万6千円の増額でございます。使用料が1,560万円の減額でございます。これは、本年3月請求分の使用料等が4月以降の収納については、新事業会計への収納となるための減額でございます。国庫補助金が、361万3千円の減額でございます。これは、本年度の国からの補助金の内示変更によるものです。基金繰入金でございますが、新事業移行に伴い簡易水道事業基金を取り崩しております。6ページをお開きください。一般会計繰入金が1,187万4千円の減額でございます。雑入が、107万1千円の増額でございます。これは消費税額の還付でございます。簡易水道事業債につきましては、公営企業会計法適用事業費等の確定により4,030万円の減額でございます。8ページをお開きください。歳出の一般管理費でございますが、2,771万1千円を減額しております。職員給与費等の補正は人事院勧告によるものでございます。委託料の

2, 100万6千円の減額は、公営企業会計法適用事業の確定、公課費の546万8千円の減額は消費税申告額の確定による減額でございます。施設整備事業費でございますが、1, 580万9千円減額しており、主な内容は委託料及び工事請負費の減額でございます。10ページをお開き下さい。予備費として、2, 727万1千円を計上しております。これは、新事業への引き継ぎ金でございます。続きまして、議案第61号、平成28年度、邑南町下水道事業特別会計 補正予算第5号につきまして、ご説明申し上げます。予算書の1ページを、お開きください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ411万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億5, 390万8千円とするものでございます。主な補正につきまして、ご説明申し上げます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、農林水産業費分担金が305万円の増額、土木費分担金が300万円の増額でございます。これは、それぞれ農業集落排水事業及び下水道事業における加入分担金の増額でございます。一般会計繰入金は、1, 016万円の減額でございます。6ページをお開きください。歳出でございますが、生活排水処理事業及び農業集落排水事業、一般管理費の職員給与費等の補正は人事院勧告によるものでございます。下水道事業一般管理費の委託料を333万9千円減額しております。下水道ビジョンの委託契約に伴う減額でございます。また、公課費が71万6千円の減額、消費税申告額の確定によるものでございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 私からは、議案第62号、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ601万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億7, 315万円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ5ページをお開きください。この度の補正は、各事業の確定により、修正を行っております。まず、歳入でございますが、2款の使用料及び手数料につきましては、NHK受信料を、勸奨対策の効果により104万5千円の増額、6款の繰入金につきましては、電気通信会計の基金繰入金が、支障移転工事とおおなんケーブルテレビの委託料に係る財源として406万5千円の増額でございます。次に、6ページ7ページをお開きいただき、歳出でございます。1款の総務費の一般管理費でございますが、説明欄の002施設維持費は支障移転工事分として279万1千円の増額、009団体一括徴収NHK受信料支払費は歳入と同額の104万5千円の増額、017おおなんケーブルテレビ業務委託費は緊急的な補修等により214万円の増額でございます。以上、平成28年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につつま

して、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。  
よろしくお願い致します。

●石橋町長(石橋良治) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第63号から議案第69号までの提案理由をご説明申し上げます。議案第63号、平成29年度邑南町一般会計予算は、歳入歳出それぞれ110億4,300万円とするものでございます。議案第64号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ16億6,100万円とするものでございます。議案第65号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ5,900万円とするものでございます。議案第66号、平成29年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3億7,400万円とするものでございます。議案第67号、平成29年度邑南町下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ8億4,600万円とするものでございます。議案第68号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4億4,300万円とするものでございます。議案第69号、平成29年度邑南町水道事業会計予算は、収益的収入及び支出については、収入総額4億1,966万9千円、支出総額4億8,721万円を見込み計上し、資本的収入及び支出については、収入総額2億959万6千円、支出総額3億7,013万円を見込み計上し、収入不足額1億6,053万4千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び減価償却費等の当年度分損益勘定留保資金により補填することとしたところです。詳細につきましては、それぞれ、担当課長から説明させますのでよろしくお願いします。

●藤間企画財政課長(藤間修) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 藤間企画財政課長。

●藤間企画財政課長(藤間修) 議案第63号平成29年度邑南町一般会計予算についてご説明申しあげます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ110億4,300万円と定めるものでございます。対前年比3億9千万円減額でございます。第2項、歳入歳出予算の区分及び金額につきましては、後ほど事項別明細書でご説明申しあげます。第2条、債務負担、第3条、地方債、これも後ほどご説明申し上げます。第4条、一時借入金でございますが、限度額を20億円としております。第5条、歳出予算の流用でございますが、人件費のみ同一款内での流用を認めることとしております。次に、ページめくっていただきまして、7ページをお開きください。第2表債務負担行為でございます。旧山崎家住宅改修事業を、平成29年度から30年度にかけて8,999万7千円設定するものでございます。8ページ、第3表地方債でございます。上の方から、ネットワーク構築事業債3,320万円は庁舎の電話改修に充てるものでございます。移動通信用鉄塔施設整備事業債7

60万円は、携帯電話エリア整備事業に充てるものでございます。過疎地域自立促進特別事業債、過疎ソフトでございますが2億9,920万円を計上しております。矢上駅改修整備事業債1,820万円は、矢上駅の改修事業に充てるものでございます。防災行政無線個別受信機整備事業債130万円は、個別受信機購入に充てるものでございます。障がい者福祉施設整備事業債300万円は、くるみ邑美園の施設改修に充てるものでございます。社会福祉施設整備補助事業債400万円は、社会福祉協議会の車両購入の補助事業に充てるものでございます。西保育所空調設備整備事業債3,920万円は、石見西保育所のエアコンの施設整備に充てるものでございます。ごみ処理施設整備事業債1,260万円は、邑智クリーンセンターの整備事業の負担金に充てるものでございます。基盤整備促進事業債7千370万円は、農業基盤整備促進事業費及び農道改修事業費などに充てるものでございます。県営林道整備事業債1千万円は、県営林道三坂小林線の負担金でございます。仕事づくりセンター整備事業債400万円は、仕事づくりセンターの施設整備に充てるものでございます。道路改良舗装事業債5,400万円は、町道高見宇都井線外10路線の改良及び橋梁長寿命化事業に充てるものでございます。公営住宅建設事業債4,100万円は、既設公営住宅ストック改善事業及び順庵原住宅建設事業に充てるものでございます。続きまして、消防施設整備事業債760万円は防火水槽に、消防車両整備事業債2,700万円は消防団の消防積載車の更新に充てるものでございます。学校施設整備事業債5,240万円は、石見東小学校改修事業に充てるものでございます。社会教育施設改修事業債2,110万円は、出羽公民館のエアコン改修費に充てるものでございます。文化財保全事業債2,730万円は、旧山崎家の住宅改修事業に充てるものでございます。図書館空調改修事業債200万円は、図書館のエアコン改修事業に充てるものでございます。瑞穂ハンザケ自然館改修事業債190万円は、ハンザケ自然館の看板等の改修事業に充てるものでございます。石見スタジアム整備事業債580万円は、石見スタジアムのグラウンドの改修などに充てるものでございます。最後に、臨時財政対策債が3億112万4千円。合計しまして10億4,722万4千円で、対前年比1,091万3千円の減額でございます。次のページから予算に関する説明書でございます。1ページから3ページは総括表となっております。説明は4ページからさせていただきます。4ページをお開きください。まず歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。1款の町税でございますが、科目によって増減がございます。次ページ5項入湯税まで全体では前年比で319万7千円の増額と見込んでおります。2款の地方譲与税から10ページの8款地方特例交付金までは国の地方財政計画などを参考に予算計上をしております。9款地方交付税でございます。地方交付税全体では、3,541万2千円減額の62億5,939万4千円を計上しております。この内、普通地方交付税につきましては、国の地方財政計画及び県の資料により算定しております。合併特例措置の漸減などにより、減額要素はありますが、平成

29年度から福祉事務所の算定が特別交付税から普通交付税に移る予定ですので、その部分は増額となる見込として算定しておりまして、前年度に比べ1.0%増の56億2,939万4千円と見込んでおります。一方、特別地方交付税は前年度に比べ12.5%減の6億3千万円を見込んでおります。11款分担金及び負担金でございますが、分担金につきましては、移動通信用鉄塔施設整備事業に係る分担金の減額などにより、463万6千円減額の3,358万1千円を見込んでおります。ページを進めていただきまして、16ページをお開きください。13款国庫支出金、1項国庫負担金でございますが、3民生費国庫負担金2児童福祉費の施設型給付費の増額などにより、18ページをお開きください。国庫負担金の計は対前年度425万6千円増額を計上しております。2項国庫補助金でございますが、2総務費国庫補助金では、過疎地域等自立活性化推進交付金として、2千万円を計上しております。地区別戦略事業などに充てるものでございます。3の民生費国庫補助金は、臨時福祉給付金給付事業及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業の皆減でございます。8土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の減額により、対前年度1億1,595万2千円減額でございます。10教育費国庫補助金につきましては、石見東小学校の改修による補助金の増額があり2,913万7千円を計上しております。20ページをお開きください。国庫補助金の計は1億6,505万円の減額でございます。14款県支出金、1項県負担金でございますが、地籍調査事業費などの増額により、対前年度1,452万2千円増額の増額でございます。2項県補助金でございます。2総務費県補助金では、定住促進賃貸住宅建設事業費は増額ですが、携帯電話等エリア整備事業補助金の大幅減などにより、6,940万7千円を計上しております。24ページをお開きください。6農林水産業費県補助金でございますが、対前年度1,780万1千円の増額でございます。主な要因は、25ページ説明欄上から3番目新規就農支援事業、下から3番目県単ため池安全確保事業、その下の鳥獣被害防止総合対策交付金などの増額などでございます。26ページをお開きください。県委託金ですが、参議院議員選挙委託金が皆減のため1,251万1千円の減額でございます。30ページをお開きください。16款寄付金でございますが、ふるさと寄付金を前年比2倍の4千万円計上し、合計で4千万6千円でございます。32ページをお開きください。17款繰入金、2項基金繰入金でございます。2減債基金繰入金につきましては、これまで、5億円を超える起債事業の償還の一部に充てるために基金に積み立てていた内6,033万3千円を繰り入れるものでございます。15ふるさと基金繰入金を1,497万9千円計上しております。寄付された方のご意向に沿うよう、子育て環境の充実を図るための事業などに活用させていただくこととしております。まちひとしごと創生基金繰入金としまして、2,587万円を繰り入れることとしております。34ページをお開きください。財源調整のため財政調整基金からの繰入は計上しておりません。基金繰入金の合計額でございますが、対前年度1億5,716万9千円の減額

でございます。続きまして42ページをお開きください。地方債のところで説明させていただきますので省略させていただきます。続きまして46ページをお開きください。歳出でございます。1款議会費でございます。1億78万1千円計上しております。2款総務費でございます。一般管理費につきましては、前年度に比べ5,691万5千円の減額となっております。主なものとしましては、職員給与費、増額部分については、次のページの17、18にありますけど、ふるさと基金事業費が増えております。この一般管理費の中に邑南町顧問の報酬が60万円計上されております。54ページをお開きください。6、企画費でございます。前年度に比べ1,600万7千円の増額です。増額の要因は57ページの説明欄、016まちひとしごと創生総合戦略事業費としまして、対前年比1,929万9千円増額でございます。58ページをお開きください。59ページ説明欄一番下、羽須美支所費の中に、羽須美地域振興プロジェクト事業費を計上しております。60ページをお開きください。11情報政策費でございますが、庁舎の電話システムの整備が増額ですが、携帯電話等エリア整備事業費が大幅減額ですので、前年度に比べ4,952万6千円の減額となっております。62ページをお開きください。12生活交通確保対策事業費でございますが、矢上駅の改修整備事業などにより572万9千円の増額でございます。64ページをお開きください。総務管理費合計では、前年度比1億668万8千円減額でございます。68ページをお開きください。4項、選挙費でございますが、町議会議員選挙費及び土地改良区総代選挙費を計上しております。74ページをお開きください。3款民生費でございます。1項の社会福祉費の社会福祉総務費でございますが、前年度に比べて7,402万4千円の減額でございます。これは、国民健康保険事業特別会計への繰出し金が3,090万3千円増えておりますが、減額分として臨時福祉給付金給付事業費及び年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業が合わせて9,689万3千円減額になっております。76ページをお開きください。2社会福祉施設費につきましては、くるみ邑美園のウッドデッキの改修費を計上しております。3老人福祉費でございますが、79ページ説明欄007の02でございますが、瑞穂東デイサービスセンターの屋根改修費を計上しております。82ページをお開きください。7介護保険事業費でございますが、対前年比1,359万7千円の減額となっております。邑智郡総合事務組合の負担金の減額などによるものでございます。84ページをお開きください。社会福祉費合計では、前年度比8,377万4千円の減額でございます。86ページをお開きください。児童福祉費の2児童福祉措置費でございます。保育所の備品整備などにより、対前年比1,080万2千円増額となっております。88ページをお開きください。3、児童福祉施設費でございますが、いわみ西保育所の空調設備の整備費でございます。2項の児童福祉費合計では、前年度比5,003万6千円の増額でございます。90ページをお開きください。一番下、4款、衛生費でございます。1項保健衛生費の1保健衛生総務費は2,582万円の減額でございます。

す。主なものでございますが、93ページ説明欄004の上水道事業特別会計繰出金、本年度は簡易水道でございましたけれど、これが2,666万8千円の減額、012、医療福祉従事者確保奨学金事業費が500万円の減額などがございます。98ページをお開きください。病院費でございますが、前年度と比べ2,121万1千円減額でございます。1項の保健衛生費合計では、前年度比4,144万9千円減額となっております。2項の清掃費でございますが、邑智クリーンセンターの、ごみ処理施設整備事業が新規に加わったため増額となっております。100ページをお開きください。6款、農林水産業費、1項農業費でございます。102ページをお開きください。3農業振興費でございますが、前年度に比べ2,020万3千円の増額でございます。主なものでございますが、103ページの説明欄をご覧ください。001、邑南町農林総合事業費がきのこの里づくり事業、和牛放牧の地域提案戦略支援事業等1,735万3千円増額しております、105ページでございますが、010新規就農者支援事業が1,305万円増額などでございます。106ページをお開きください。5農地費は、前年度に比べ1,817万8千円増額でございます。主なものは109ページの説明欄をご覧ください。011軍原の落石対策により県営中山間地域総合整備事業費が1,471万円増額、6目の農業基盤整備事業でございますが、県営農道保全事業の減額が主なものです。110ページをお開きください。8地籍調査事業費につきましては、前年度に比べ782万1千円増額でございます。1項の農業費合計では、前年度比3,248万6千円増額となっております。112ページをお開きください。2項林業費でございます。林業振興費でございますけれども、前年度に比べ2,795万2千円減額でございます。113ページの説明欄でございますが、森林総合整備機構造林受託事業、本年は森林総合研究所でございました。それから公社造林受託事業、町行造林事業、いずれも減額で合計1,886万1千円の減額でございます。114ページをお開きください。2項の林業費合計では、前年度比2,797万5千円の減額でございます。7款商工費、商工費の商工業振興費でございますが、1,538万1千円の増額でございます。農林商工等連携サポートセンター事業費で、しごとづくりセンター事業を新規に増額計上しております。120ページをお開きください。商工費合計では、前年比1,637万3千円の増額でございます。8款、土木費、土木管理費でございます。前年度に比べ2,227万5千円の減額でございます。これは職員給与費等の減額によるものでございます。124ページをお開きください。2項の道路橋りょう費の3道路新設改良費でございますが、前年度に比べ1億5,077万2千円の減額でございます。126ページをお開きください。橋りょう新設改良費も前年度に比べ3,824万円の減額でございます。合計では、1億9,142万3千円の減額となっております。128ページをお開きください。4項の住宅費でございます。住宅管理費では、既設公営住宅ストック改善事業として継続中の坂谷団地及び三本松団地の改修事業を施工することとしておりますが、前年度に比べ1,885万3千円の減額で

す。130ページをお開き下さい。2、住宅建設費は、順庵原住宅の建設費が増額となっており、前年度に比べ907万1千円の増額でございます。3住宅政策費でございますが、賃貸住宅建設補助事業の増により、前年度に比べ3,004万7千円の増額でございます。132ページをお開き下さい。住宅費合計では、対前年比2,026万5千円の増額でございます。9款の消防費でございます。1常備消防費につきましては、対前年度1,713万4千円の増額でございます。非常備消防費、133ページ説明欄、003消防操法大会出場の費用を計上しております。134ページをお開きください。3消防設備費でございますが、前年度に比べ739万2千円の減額となっております。防火水槽及び消防積載車の整備費を計上しております。4防災費は県の総合防災システムの整備が完了したために負担金が減額となったものです。136ページをお開き下さい。消防費合計では、対前年比247万6千円の増額でございます。10款教育費でございます。140ページをお開きください。3スクールバス運営費でございますが、本年度スクールバス市木線の購入を計上しており、新年度車両更新をいたしませんので1,435万6千円の減額。4教員住宅管理費でございますが、本年度口羽地区根布への教員住宅の建設を計上しており、新年度はいたしませんので2,799万9千円減額でございます。学校給食費でございますが、本年度給食運搬車両の更新が終了したことに伴う減額等870万9千円の減額でございます。142ページをお開きください。教育総務費合計では、対前年比5,231万9千円の減額でございます。2項小学校費でございます。146ページをお開きください。小学校費合計では、6,109万7千円の増額でございます。学校建設費で、石見東小学校改修工事の増額によるものでございます。3項、中学校費でございます。148ページをお開きください。中学校費合計では、2,655万9千円の減額でございます。これは本年度学校建設費で、瑞穂中学校体育館屋根改修工事及び石見中学校の体育館改修事業が完了したなどでございます。4項社会教育費でございます。1社会教育総務費及び150ページ、公民館費が増額しております。主に職員給与費に係るものと、151ページ説明欄一番下006高原公民館のキュービクル改修及び出羽公民館のエアコンの改修が増額要因でございます。152ページをお開きください。社会教育施設費は青少年旅行村のプール関係の修繕、久喜林間学舎の水道関係の修繕が終了したため減額になっております。154ページをお開きください。5文化財保護費でございますが、667万2千円の増額でございます。主なものとしましては、155ページ説明欄002の02、旧山崎家住宅の改修事業費2,730万8千円増額ですが、久喜製錬所跡煙道保存処理事業費1,620万円が減額などでございます。156ページをお開きください。社会教育費合計では、2,698万1千円の増額でございます。5項、保健体育費でございますが、1目保健体育総務費ではパラリンピック招致活動費の増、2目の体育施設費はいわみスタジアムグラウンド改修費が増額となっています。158ページをお開きください。保健体育費の合計は、対前年比1,169万円増額して

おります。11款公債費でございますが、元金利子合わせまして、対前年比6,898万3千円減額になっております。17億5,095万3千円でございます。予備費につきましては前年同様3千万を計上しております。以上、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

●種町民課長(種由美) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 種町民課長。

●種町民課長(種由美) 議案第64号、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億6,100万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。平成29年度の予算につきましては、議案第34号、邑南町国民健康保険税条例の一部改正でご説明いたしましたように、医療費や被保険者数の推計などを基に算出した結果、引き続き財源の不足が見込まれますので、一般会計繰入金、基金繰入金のほか、国保税の税率改定によりその補てんをさせていただく内容となっております。はじめに、歳入でございます。1款の国民健康保険税でございますが、総額を2億5,472万円としております。内訳としまして、一般被保険者の現年度分は、医療給付費分の税率改定等により、2億4,410万9千円で、前年度と比べ2,901万6千円増額、退職被保険者等の現年度分は、被保険者数の減少傾向を反映し、1千55万1千円で、前年度と比べ852万円減額となります。次に、6ページをお開きください。4款、国庫支出金の1項、国庫負担金でございますが、療養給付費負担金は、医療費推計値等に対し、32%の定率負担、高額医療費共同事業負担金は、同事業拠出金へ充当されるもので、拠出金の4分の1補助となっており、計2億1,589万8千円としております。2項、国庫補助金は、財政調整交付金として医療費の推計値により計上、また、特別調整交付金につきましては、直営診療所運営費分や国保ヘルスアップ事業、国保都道府県化に伴うシステム改修費補助分等を計上し、総額1億4万5千円としております。次に、8ページをお開きください。5款の県支出金でございます。1項、県負担金の高額医療費共同事業負担金につきましては、先程の国庫負担金と同じ内容、同じ負担率でございますので、国と同額とし、1,064万円としております。2項、県補助金でございますが、5,815万3千円としております。次に、6款の共同事業交付金でございますが、過去3カ年の交付実績の平均を交付見込額とし、3億1,153万5千円としております。次に、10ページをお開きください。8款の療養給付費交付金でございます。これは、退職被保険者の療養給付費等に充てるもので、被保険者数の減少等を推計し、6,988万7千円としております。次に、9款の繰入金でございます。1項の基金繰入金につきましては、650万円としております。2項の他会計繰入金につきましては、説明欄の保険料軽減分及び保険者支援分の保険基盤安定繰入金が6,573万6千円、職員給与費等から福祉医療

波及増までのルール分の繰入金の合計が9,527万6千円、町単独の財政調整繰入金が1,600万円、町単独の事業分繰入金が29万3千円で、計1億7,730万5千円としております。次に、12ページをお開きください。12款の前期高齢者交付金でございますが、支払基金の推計により、4億5,630万1千円としております。次に、14ページをお開きください。歳出でございます。はじめに、1款、総務費の1項総務管理費でございますが、国保都道府県化に伴う情報データシステム改修費、国保総合システム機器の購入費、情報集約システム改修費を計上、また、職員給与費の増により、総額を6,746万7千円としております。次に、16ページをお開きください。2款の保険給付費でございますが、いずれも医療費推計を基に計上しております。1項、療養諸費の一般被保険者療養給付費につきましては、前年度と比較して2,345万4千円増額の8億1,337万7千円、退職被保険者等療養給付費につきましては、該当者数の減少も推計し、前年度と比較して649万4千円減額の5,454万8千円とし、総額8億7,356万円としております。続いて、18ページをお開きください。2項の高額療養費でございますが、総額1億2,106万7千円としております。3項の助産諸費の出産育児一時金でございますが、10人分として420万円計上しております。次に、20ページをお開きください。4項の葬祭諸費でございますが、20人分として60万円計上しております。次に、22ページをお開きください。4款の介護納付金でございますが、平成27年度分の精算額を差し引いて、5,191万4千円としております。5款の保健事業費でございますが、1目、保健普及費につきまして、保健普及事務費、国保ヘルスアップ事業合わせて、644万5千円としております。2項の特定健康診査等事業費は、24ページを開いていただき、1,338万9千円としております。続いて、24ページの6款の共同事業拠出金でございますが、3億4,760万1千円としております。次に、26ページをお開きください。9款、諸支出金の3項、2目の直営診療所事業特別会計繰出金でございますが、特別調整交付金に算入されます、直営診療所運営費として886万7千円計上しております。10款の後期高齢者支援金等につきましては、次の28ページを開いていただきまして、支払基金の試算により、事務費拠出金と合わせて、1億5,147万4千円としております。以上、平成29年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算でございます。続きまして、議案第65号、平成29年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,900万円と定めるものでございます。第2条、地方債でございますが、第2表でご説明申し上げます。予算書の4ページをお開きください。第2表、地方債でございますが、医療機器整備事業債としまして、220万円。これは阿須那診療所の医療用機器の更新に充てるものでございます。次のページから予算に関する説明書でございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書4ページをお開きください。はじめに、歳入でござい

ます。1 款の診療収入、1 項の外来収入につきましては、過去 2 カ年の実績を基に積算し、総額で 1,755 万 9 千円としております。次に、6 ページをお開きください。3 款の県支出金、2 項県補助金でございますが、阿須那診療所の医療用機器更新の補助金といたしまして、事業費の 2 分の 1、226 万 3 千円を計上しております。続いて、4 款の繰入金、2 項他会計繰入金でございます。井原診療所の借地料、各診療所の運営費補てん、国保の特別調整交付金算入分として、3,628 万 3 千円としております。8 ページをお開きください。7 款の町債につきましては、地方債のところで説明させていただきましたので省略させていただきます。次に、10 ページをお開きください。はじめに、1 款の総務費でございます。1 項の施設管理費につきましては、主なものとしまして、阿須那診療所の医療機器更新のため解析付心電計や画像読取装置等を購入することとし、12 ページに総額がございますが、前年度と比較して 426 万 9 千円増額の 4,823 万 3 千円としております。次に、2 款の医業費でございますが、それぞれの診療所の過去 2 カ年の実績を基に積算し、14 ページになりますが、総額 1,057 万 7 千円としております。前年度と比較し、226 万 9 千円の減額でございます。以上、平成 29 年度 邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算でございます。続きまして、議案第 66 号、平成 29 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。予算書の 1 ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 7,400 万円と定めるものでございます。詳細につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書 4 ページをお開きください。はじめに、歳入でございます。1 款の後期高齢者医療保険料でございますが、後期高齢者医療広域連合が実績に基づき算出したもので、1 億 447 万 4 千円としております。次に、3 款の保健事業委託金でございますが、同じく広域連合からの健康診査、歯科検診の委託料で 225 万 4 千円としております。次に、4 款の繰入金でございますが、1 項一般会計繰入金につきまして、2 億 6,724 万 1 千円としております。次に、8 ページをお開きください。歳出でございます。2 款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、保険料等負担金につきましては、1 億 6,886 万 8 千円、療養給付費負担金は 2 億 45 万 2 千円としております。次に、10 ページをお開きください。3 款の保健事業費でございますが、広域連合からの健康診査受託事業としまして 225 万 6 千円計上しております。以上、平成 29 年度 邑南町後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。以上の 3 議案につきまして、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

- 林田水道課長（林田知樹） 議長、番外。
- 議長（辰田直久） 林田水道課長。
- 林田水道課長（林田知樹） 議案第 67 号、平成 29 年度 邑南町下水道事業特別会計予算につきまして、ご説明申し上げます。予算書の 1 ページを、お開きください。歳入歳

出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4,600万円と定めるものでございます。第2条債務負担行為につきましては、第2表、債務負担行為で説明いたします。第3条、地方債につきましては、第3表、地方債で説明いたします。第4条、一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めるものでございます。第5条、歳出予算の流用につきましては、人件費に関する規定でございます。4ページをお開きください。第2表、債務負担行為は、下水道等排水設備工事普及促進助成金に、平成30年度から平成32年度の3年間、3.5%以内の利子補給をするものでございます。5ページをご覧ください。第3表、地方債でございますが、生活排水処理事業債のほか4起債の限度額を1億1,890万円とするものでございます。事項別明細書の4ページをお開きください。歳入でございますが、対前年度比で大幅な増減があるものについて説明いたします。1款1項、分担金でございますが、浄化槽整備11基を予定し、衛生費分担金、農林水産業費分担金、土木費分担金の合計で460万1千円を計上しております。2款1項、使用料につきましては、生活排水処理、農業集落排水、下水道使用料を合計して1億6,645万2千円を計上しております。6ページをお開きください。3款1項、国庫補助金につきましては、浄化槽設置事業の補助金311万3千円及び、下水道ストックマネジメント事業の補助金500万円を計上しております。6款1項、矢上地区下水道整備事業に基金繰入金を340万円計上し、6款2項、他会計繰入金につきましては、対前年度、234万6千円増額の5億3,702万8千円を計上しております。8ページをお開きください。8款1項、雑入でございますが、県道の改良工事に伴い移転補償工事費として、736万7千円を計上いたしております。9款1項、町債につきましては、前年度1,320万円減額の、1億1,890万円を計上いたしております。10ページをお開きください。歳出でございますが、1款1項、清掃費として生活排水処理事業一般管理費を、6,819万5千円、事業費は、浄化槽市町村整備推進事業費2,103万円を計上し、財源は国庫補助金311万3千円、地方債1,230万円、一般財源7,381万2千円でございます。2款1項、農業費、農業集落排水事業一般管理費は、対前年度364万5千円減額の9,008万8千円を計上しております。12ページをお開きください。3款1項、下水道費、下水道事業一般管理費につきましては、8,441万4千円を、ページをめくって頂き、下水道整備費として1,682万6千円を計上しております。公債費は、元金に4億5,735万5千円を計上しております。また、公債費の利子でございますが、1億725万9千円を計上し、公債費は、元金・利子合計で、5億6,461万4千円の計上でございます。以上、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

●服部総務課長(服部導士) 議長、番外。

●議長(辰田直久) 服部総務課長。

●服部総務課長(服部導士) 議案第68号、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計予

算について、ご説明申し上げます。予算書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,300万円と定めるものでございます。詳細につきましては、事項別明細書の4ページ・5ページをお開きください。平成29年度の予算につきましては、人件費をすべて一般会計で計上したこと、新たに加入者管理システムを基金の取り崩しにより整備すること、以上が大きな変更点でございます。まず、歳入からご説明いたします。1款の分担金及び負担金の情報通信施設負担金でございますが、新規加入者を23件、引込工事を35件とし267万5千円としております。次に、2款の使用料及び手数料の情報通信施設使用料でございますが、ケーブルテレビの各利用料につきまして2億3,400万4千円としております。次に、6ページ・7ページをお開きいただき、6款の繰入金につきましては、電気通信事業基金繰入金が3,618万6千円、一般会計繰入金が1億6,489万8千円でございます。なお、本年度より不足いたします財源につきましては、一般会計繰入金と基金繰入金の折半での負担とし調整しております。次に、10ページ・11ページをお開きいただき、歳出でございます。まず、1款の総務費の一般管理費でございますが、右の説明覧をご覧ください。001の一般管理費は、1,740万円としております。この中には27節の公課費として消費税を951万8千円計上しております。002の施設維持費は、2,575万6千円としております。ここには、TA、ONUといった機器の修繕、電柱共架料、機器の保守委託料のほか、15節の工事請負費として支障移転工事費1,100万円を計上しております。006のサービス業務費は、CSの使用料、IP回線使用料、帯域制御機器のリース料について6,494万8千円としております。また、017のおおなんケーブルテレビ業務委託料につきましては、平成27年度現計予算と比べ56万9千円少ない5,721万1千円としております。次に、2款電気通信事業費でございますが、説明欄の007加入者管理システム整備事業費として540万円計上しております。次に、12ページ・13ページをお開きいただき、3款の基金積立金でございますが、特定財源の使用料及び手数料の1,490万8千円、これはインターネット利用料でございますが、今後の対応に備え基金積立することとし、全体の積立金を1,574万1千円としております。4款公債費でございます。元金が1億7,678万5千円、利子が902万9千円、計は昨年度と同額の1億8,448万4千円でございます。以上、平成29年度邑南町電気通信事業特別会計予算につきまして、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしく申し上げます。

●林田水道課長（林田知樹） 議長、番外。

●議長（辰田直久） 林田水道課長。

●林田水道課長（林田知樹） 議案第69号、平成29年度邑南町水道事業会計予算につきまして、ご説明いたします。邑南町水道事業は、平成29年4月1日より、9つの簡易水道事業を統合し、地方公営企業法を全部適用した水道事業となります。これに伴い、

同法第8条第1項第1号の規定により、予算調整を実施しております。なお、予算様式につきましては、地方公営企業法施行規則第45条及び別記第1号に定められております。それでは、予算書の1ページをお開き下さい。第2条におきまして、平成29年度の業務予定量を定めております。第1号から第3号までは、直近5年間の動向及び、平成28年度実績を考慮し、給水件数を4,292件、年間総給水量を97万5,116立方メートル、一日平均給水量を2,672立方メートルとしております。第4号では、主要な建設改良事業といたしまして、基幹改良事業費及び増補改良事業費を1億2,301万5千円予定しております。第3条では、収益的収入及び支出について定めております。水道事業収益4億1,966万9千円、水道事業費用4億8,721万円としております。第4条では、資本的収入及び支出について定めております。資本的収入2億959万6千円、資本的支出3億7,013万円としております。ここで、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する金額1億6,053万4千円は、当年度分消費税及び、地方消費税資本的収支調整額14万4千円、引継金2,727万1千円、減価償却費等の当年度分損益勘定留保資金1億3,311万9千円で補填するものでございます。2ページをご覧ください。第4条の2でございますが、特例的収入及び支出につきましては、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、未収金2千万円、未払金1千100万円を計上しております。続きまして、第3条、収益的収入及び支出、第4条、資本的収入及び支出予算の詳細につきましてご説明いたします。邑南町水道事業会計予算に関する説明書の5ページをご覧ください。平成29年度邑南町水道事業会計予算実施計画、収益的収入及び支出の収入につきまして、水道事業収益を4億1,966万9千円としており、営業収益を2億3,300万9千円、内訳は給水収益2億2,910万9千円、受託工事収益287万7千円、その他営業収益102万3千円を計上しております。営業外収益は、1億8,666万円とし、内訳は他会計補助金1億3,596万9千円。これは国が定める操出基準に基づき一般会計から繰り入れる額となります。長期前受金戻入5,012万3千円。これは資産の取得に充てられた補助金は、交付された年度に全額を収益とはせず、補助金収入を、長期前受金として繰延収益に計上し、減価償却に併せて毎年度収益化するものです。雑収益56万8千円。これは瀬越飲料水供給施設、断魚飲料水供給施設の施設使用料を計上しております。次に収益的支出でございますが、水道事業費用4億8,721万円としており、営業費用4億399万5千円、内訳は原水及び浄水費6,924万1千円。これは水道水を作る工程までの費用でございます。詳細は備考欄をご覧ください。続きまして、6ページをご覧ください。配水及び給水費2,609万9千円。これは水道水を利用者に給水するための費用でございます。受託工事費335万8千円。これは給水装置の新設や修繕などの受託工事に係る費用でございます。総係費3,583万7千円。これは収益的事業活動全般に関連する費用でございます。7ページの減価償却費は、2億6,946万円を計上いたしております。次に、営業外費用7,774万8

千円。内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費 6,730 万円。これは企業債の償還利子でございます。消費税及び地方消費税 1,000 万円。雑支出 44 万 8 千円。これは、瀬越飲料水供給施設及び、断魚飲料水供給施設の維持管理に係る費用でございます。次に特別損失といたしまして、508 万 6 千円計上しています。これは総係費に賞与引当金を計上しておりますが、平成 29 年度は事業開始年度のため、29 年 6 月期賞与において、本来であれば 28 年度で処理を行う、平成 28 年 12 月から平成 29 年 3 月分の 4 ヶ月分を、平成 29 年度予算で対応することになるため、貸倒引当金と共に、特別損失として計上しております。予備費は、38 万 1 千円を計上いたしております。次に、資本的収入及び支出についてご説明いたします。8 ページをご覧ください。資本的収入は、2 億 959 万 6 千円としており、その内訳は、企業債 9,060 万円。国庫補助金 3,233 万円。他会計補助金 8,666 万 6 千円でございます。この他会計補助金は、国が定める操出基準のうち、企業債償還にかかる基準に基づき一般会計から繰り入れる額となります。次に支出でございますが、資本的支出 3 億 7,013 万円とし、その内訳は、建設改良費 1 億 2,301 万 5 千円で、事業内容は、矢上簡易水道基幹改良事業として力沢谷工区、日向工区の水道管改良工事を予定しております。また、邑南町基幹改良事業として、高見工区の水道管改良工事、邑南町増補改良事業として、口羽配水区域の浄水場改良工事、邑南町施設改良事業として、阿須那配水区域の水道管改良工事の計画業務を予定しております。企業債償還金は 2 億 4,711 万 5 千円を計上しています。続きまして、2 ページの予算書にお戻りください。第 5 条では企業債の目的、限度額、利率及び償還方法を定めております。第 6 条では、一時借入金の限度額を 4,000 万円と定めております。第 7 条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。次に、第 8 条で、議会の議決を経なければ流用することが出来ない経費として、職員給与費 7,236 万 6 千円を定めております。第 9 条では、棚卸し資産の購入限度額として、300 万円を定めております。9 ページをご覧ください。予算に関する説明書として、予定キャッシュ・フロー計算書を、11 ページ以降には、給与費明細書を添付しております。13 ページから 16 ページにつきましては、給料及び手当の状況、等級別職員数、特殊勤務手当等について示したものでございます。また、17 ページは、平成 29 年度邑南町水道事業予定開始貸借対照表、18 ページは、平成 29 年度邑南町水道事業予定貸借対照表でございます。19 ページをご覧ください。注記表でございますが、重要な会計方針に係る事項に関する注記には、資産の評価基準及び減価償却、並びに引当金の計上方法等を記載しております。また、予定貸借対照表等に関する注記、リース契約に関する注記につきましても記載してあります。以上、地方公営企業法第 24 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。宜しくお願いいたします。

●議長(辰田直久) 以上で、提出者からの提案理由の説明は終了いたしました。

~~~~~○~~~~~

散会宣告

●議長(辰田直久) 以上で、本日の日程はすべて議了いたしました。本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

—— 午後4時34分 散会 ——

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員